

平成22年 3月 9日

平成22年 3月10日

標 茶 町 議 会
平成22年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第1号（3月9日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算	5
議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算	5
議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算	5
散会の宣告	27

第2号（3月10日）

開議の宣告	31
付議事件	
議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算	31
議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	31
議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算	31
議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算	31
議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算	31
議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	31
議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算	31
議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算	31
総括質疑	
田中敏文君	31
深見迪君	36
後藤勲君	44
越善徹君	52
伊藤淳一君	54
黒沼俊幸君	63
小林浩君	66
末柄薫君	72
舘田賢治君	75
閉会の宣告	90

平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成22年3月9日（火曜日） 午後 3時01分 開会

付議事件

- 議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（15名）

委員長	平川昌昭君	副委員長	菊地誠道君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	伊藤淳一君
〃	後藤勲君	〃	林博君
〃	小野寺典男君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	川村多美男君
〃	小林浩君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君

税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午後 3時01分開会)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時03分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

小野寺君。

○委員(小野寺典男君) 委員長の互選につきましては、指名推選としまして、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま小野寺委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、小野寺委員からの指名推選に決定いたしました。

小野寺君。

○委員(小野寺典男君) 委員長には、平川委員を推薦いたしますので、お諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま小野寺委員から、委員長に平川委員の指名がありました。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には平川委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時05分

（委員長 平川昌昭君委員長席に着く）

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（平川昌昭君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 副委員長の互選につきましては、指名推選としまして、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（平川昌昭君） ただいま小野寺委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、小野寺委員からの指名推選に決定いたしました。

小野寺君。

○委員（小野寺典男君） 副委員長には、菊地委員を指名いたしますので、お諮り願います。

○委員長（平川昌昭君） ただいま小野寺委員から、副委員長に菊地委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には菊地委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第24号ないし議案第31号

○委員長（平川昌昭君） 本委員会に付託を受けました議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第24号から議案第29号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第24号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第24号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄委員。

○委員（末柄 薫君） それでは、総務費、職員研修費についてお伺いいたします。この職員研修費、毎年度300万円以上の予算が組まれておりますが、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをいたします。

職員研修費345万1,000円でございますが、報償費につきましては80万円、講師謝礼でございます。続きまして旅費につきましては、特別旅費といたしまして職員の道内研修、それから道外研修、それから研修センターに入ります札幌での研修、それから千葉アカデミーでの研修、それから各専門職におきましての専門研修、これらをそれぞれ希望をとりながら研修に行っていたという内容であります。需用費につきましては、消耗品費、図書代等でございます。あと、負担金補助につきましては、資格取得ですとか、参加費負担金等であります。

以上でございます。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） もろもろの経費がかかってきておりますけれども、この中には職員自身の自己負担のあるものなども含まれておるわけですか。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 一部自己負担が発生する部分も実はございます。道内研修におきましては、グループ研修等で視察研修をする場合に希望地を自分たちで決めますので、その際限度額を実は決めております。その際13万円を、1名13万円を限度としておりますし、道外にありましては1名17万円を限度として支給をすると、それに超える部分については自

己負担をお願いをするという形になってございます。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 研修費のほうはわかりました。

次に、地方振興費の企画費、62ページです。まちづくり推進委員報酬、これが毎年度減額されてきておりますが、その理由、その内容等についてお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

企画費のまちづくり推進委員の報酬ですけれども、この内訳につきましては半日の報酬4,300円掛ける12名、そして今回5回というふうにしておりますので、回数の部分と、それから人数的な部分で減額となっているというふうに思います。それにつきましては、これまでの議論の経過含めまして今回このような設定をさせていただいたということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） まちづくり委員もう少したくさんおられたのじゃないかなと思うのですが、その辺のところはいかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

団体推薦分と、それから一般公募分でありまして、結果としてこの人数になっているというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ことは行政施行125年に当たるというお話ですけれども、ここに予算を計上してございます。200万円あるわけですけど、主立った行事の予定はどのようになりましょうか、お伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

行政施行125周年記念の事業といたしましては、式典等は行う予定はございませんが、それ以外に町内で行われている事業をその冠事業として1つは実施していくということがあります。それと、もう一つは、NHKの公開番組の公開収録が行われるということがあります。それと、ここにあります200万円ではありますが、これにつきましては町内の団体等で125周年を記念して実施をしたいという事業が私どものほうにも一般で来ておりますので、それらも含めてこの200万円の中で行ってまいりたいというふうに考えているので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 63ページの2款8項1目15節の工事請負費でございますけれども、デジタル中継局の建設を予定しているということですが、この場所1カ所で標茶町地域の見

えづらいとことというのは解消するのでしょうか、またあるいは今後もそういう見えづらいとことについては対処していくのかどうか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

今回予算化させていただいておりますデジタル放送中継局の設置につきましては、これは標茶市街の650世帯が今現状難視聴になっているというのが通信局の調査で判明いたしました。それに係る部分でございまして、あと各地区、以前にも報告させていただきましたが、各地区で点在する部分につきましては今後また通信局とも情報交換をしながら、基本的には全世帯が見れるような対応を並行して進めてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 65ページです。地域交通対策費の中の負担金補助及び交付金の中で標津線の代替の関係なのですけれども、これバスの負担金かというふうに思うのですけれども、この利用状況といいますか、どのような方がどの程度利用されているか、もし把握していれば教えていただきたいと思っております。

それとあわせて、この負担金については、昔のことちょっとわかりませんが、過去何年かについては微増といいますか、少しずつですけれども、負担金がふえているような状況にあるのかなと思うのですけれども、この辺の要因といいますか、を教えていただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員お尋ねの標津線代替輸送連絡調整協議会負担金でございますけれども、これにつきましては今回の予算要求につきましては運営費の部分になってございます。運営費につきましては、総体で6,508万9,000円というふうになってございまして、それを各沿線自治体でそれぞれ負担することになってございますけれども、本町の負担割合は10.12%ということになってございます。それと、利用実態でございますが、平均乗車率でいきますと、おおむね5人という形になってございます。

それから、この運営費の増減といいますか、そういう部分でありますけれども、それにつきましては実際にバスの運行を委託している2社がありますけれども、それらの運行状況、燃料等の高騰とかもありますし、あとは運賃の収入等々、また補助金等の額等、さまざまな要因が相まって多少の増減が出てくるということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 今、平均5人程度というようなお話があったのですが、その中でもうちょっと詳しく、例えば高校生、学生とか、一般の人とかというのがもしわかれば、ちょっとお教え願いたいのですが。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

以前に乗車実態を調べたときには、一般の乗客に加えて一部標茶高校に通う高校生が乗車しているというふうに聞いているところであります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 先ほど黒沼委員のほうから行政施行125周年記念事業ということで、それなりのことをやるのだらうなというふうには思っていますけれども、ただ素朴な疑問なのですけど、125というのはどういうことで決めたのか、ちょっといまいわからないのですけども、例えば130なり、150なりというのならわかるのですけど、125というのはどういう、何かあるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

ただいま後藤委員から質問がありましたけども、記念式典の数字のとらえ方の問題でありますけども、大きく言えば、100年とか150年とか、大きくくりであろうかと思っておりますけども、標茶町の過去の記念式典の設定の年数を見ますと、開基75年とか、あるいは85年とか、大きかったのは100年ということがありました。他の地域でも65年とか、そういう意味ではどういう位置づけでの設定をしたかどうかということがちょっと不明な年数のとらえ方しているのもかなりございます。ただ、標茶町的にいいますと、100年、いわゆる行政施行で100年を記念して過去にやっておりますし、110年という部分についてもいわゆる特別な式典等は行いませんでしたけども、そういうことでやっています。管内的にもそうでありますけども、標茶町としてもそうなのですが、いわゆるこの110年の時期から125年のこの時期までの時代の背景としては、ご案内のように、いわゆる国の施策で合併を強力に進めるとか、あるいは地方財政にかなりの影響を食らうような施策展開がされたりして、正直言うと、なかなか記念式典をやるような環境にはなかったのが今日的な経過ではないかなというふうに思います。そういう意味では、これは過去にも議会筋のほうからことしは何年になるけど、こういうことやらないのかとか、そういう意見がこのつらい過去の十数年の中にあつたわけですけども、そういう事情でやっていなかったということも含めて考えたときに、たまたまことしは125年という、クォーターといいますが、4分の1のサイクルでいうと、25年サイクルでいうと、25年、50年、75年という、そして100年というサイクルになるものですから、そういう意味では125という数字はそれなりの意味のある数字ではないかということで、一応皆さんにも、町民の皆さんにもそういったことを改めて意識をしてもらうという意味で設定をさせていただいているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 話はよくわかりました。あと、逆に150年というのは我々いるかわからないかわからないので、それなりの行事等をやっていただければと思います。わかりました。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ただいま後藤委員から指摘がありましたことが、多分町民の皆さんもそういう事情にあるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、先ほど企画財政課長のほうからのご説明ありましたけども、あるいは町長の施政方針の中でも説明しておりますけども、そういった面では先人のご苦勞に感謝をしながら、町民皆さんで派手さは控えつつもこの経過について、あるいは将来に向けての意思統一ができるようなことで何かふさわしい事業等があつて、気持ちを一つにしていけるような形で最終的には取り組んでまいりたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 53ページの19節の負担金及び交付金の中で自治体の情報システム協議会の負担金の中でIDCに移行分で800万円の減額だったのか、増額だったのか、またこのIDCに移行する分の内容についてわかる範囲内でお願いします。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをいたします。

企画財政課長の説明のときに、前年度比較してプラスというお話であります。822万8,000円でございます。北海道自治体情報システム協議会負担金につきましては、IDC、インターネットデータセンターへの移行ということでございます。これは、今役場の中にデータをサーバー管理をしてございます。11基ほど管理をしてございますが、それを札幌のほうに基幹サーバー等を移行するという、19年から協議会のほうで決定をしております、随時各市町村移行を实はしております。その関係で移行費と、それからことしの分の負担部分ということが820万円ふえるわけでございます。本年度については、移行部分だけが余計にかかるわけで、あと残りの400万円ほどの負担金が毎年かかる部分というふうになってございます。これは、あくまでもデータ管理をする上では災害に耐え得るサーバー管理ができるということで、協議会加入の団体、全団体がそこに入ってくるという形であります。万が一の話でございますが、光ファイバーを使ってデータを標茶町と札幌で行き来するわけでございますが、そのライン自体に破損が生じた場合のことを考えてバックアップサービスをするという形でサーバーを残すと、若干残して対応すると、対応できるような形をとろうということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今、黒沼委員、それから後藤委員聞いた部分の行政施行の記念事業に関してなのですが、先ほどご答弁の中で式典は行わないというので、決まった時期ということがあるのかなというところがまず1点と、それから町内の団体が実施したいというふうなという話がありました、差し支えなければ主にどんなようなことが申し込まれているのかなというふうなことをお知らせいただければというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

125周年の時期という部分では、式典等がありませんので、これを基準にということではありませんけども、年間通してそういうふうに盛り上げをしていきたいというのがあります。もう一つは、どういう申し出があったかということですが、例を1つ挙げますと、商工団体において記念の花火大会を行いたいというようなお話を今のところご相談として受けているところがございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） ちょっと疑問にどうか思った部分は、今の商工会団体という大きな事業をされるという部分では大変いいのかなというふうに思いながらも、どういう形がきちっとわからないけれども、何がしの中でやりたいという、そういう周知といいますか、そんなような部分というのがどこかにあったのかなという部分、それから決まった時期的にされないで、今の答弁でいくと、年度内の中にいろんな形でといくと、単純に125周年記念事業という冠をつけただけとかということもあり得るのだろうと思うのです。そうした場合に通常の行事よりも、そうだからもうちょっと予算を下さいとかといった場合に、補助の要綱みたいというか、そんなものも出てきやしないのかなという気もしたものですから、ちょっと3つほどあるかもしれませんが、お伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 企画財政課長のほうから説明をさせていただいていますので、現状のところについてはどういう状況かなということでは、多分ご推測されての質問ではないかなというふうに思います。ご案内のように、本町ではいろんなイベントの補助金、相当予算組みをしてございます。その中で町民の皆さんが例えば産業まつり、あるいは夏祭り、あるいは文化講演会、あるいは駅伝競走等々含めて、かなりスポーツから文化まで含めているイベントがございます。中には、文化講演会のようにふるさと創生資金を使ってやっているものもございまして、これについて言えば、金額が必ずしも、予算は組んでいますけども、かつちりしたものではありませんので、その内容によって町民の皆さんの思いによっては金額的には変化することもあるのではないかな。総じて言うと、記念式典をやらないで通常のやっているイベントの中でそういう思い入れを入れていただきたい、取り組みとして力を込めていただきたいということが結果として予算としてふえるかふえないかというのは議論としてはあるかもしれませんが、結果としては、増額の要求が、追加の要求があるかもしれませんが、それを今の段階から幾らずつ上積みするよとなりますと、考え方が先行するよりもお金が先行する可能性が出てくるものですから、そういった面ではいわゆる125年ということについてそれぞれ周知、アピールしながら、それぞれのイベントについてそういう節目の年のイベントなのだということで内容的にも成熟をさせていただくことがまず一番大事なことではないかと。予算の考え方については、結果、後での話として整理したほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 町長が町政執行方針で取り上げてうたわれているふれんどタイム事業なのですが、予算説明資料にも金額出ておりますけれども、1つ確かめたいのは、これは72ページの課長説明にあった障害者のスキルアップ事業のところと一緒に入っているということですか、まず最初に伺いたい。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） お答えをいたします。

日中一時支援の関係でございますが、障害者福祉費、予算書のページでまいりますと、72ページの委託料の中の業務委託料の中に74万6,000円を業務委託という形で計上をしております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、これは児童デイサービスのかかわりだと思うのですが、これを取り上げたというか、の経緯について相当親御さんや保護者の方の要望が強かった、どういう経緯でこれが起こされたのかというのをちょっと伺いたいのですが。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨年いわゆる障害者自立支援法に基づくサービス事業として、児童デイサービスの事業所が町内に開設されました。それに伴いまして、児童デイサービスが行われているわけですが、ただ法律上のサービスはいわゆる学校が終わった後の部分ということになっております。そういう面では、いわゆる夏休み、冬休み、春休みの部分については午前中の部分がないという、預かる場所がないということになりますので、その部分については児童デイに通っている父母のほうから昨年秋に要望がございまして、今回新年度からこういう形で実施をしたいということで予算化を図ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 大変すばらしい内容だというふうに思うのですが、これ法人格、釧路の事業所ですよ。そうすると、標茶が補助をすると、どういうスタイルになってこれが生きていくのかということが1つと、それからこれほとんど人件費と見ていいですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 業務の委託につきましては、児童デイを運営している法人と契約をして行いたいというふうに考えております。基本的に業務の委託料については、指導員の人件費ということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員(末柄 薫君) 一番最後のところ、92ページになりますか……失礼、衛生費いっちゃん。座るわ。

○委員長(平川昌昭君) ご質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(何事か言う声あり)

○委員長(平川昌昭君) 労働費。衛生費は終わりました。5款労働費。

労働費についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員(田中敏文君) 別紙説明資料の171ページの有害鳥獣駆除事業の中で業務委託が349万5,000円、これはどのような形で業務委託をされるのか聞きたいと思います。

○委員長(平川昌昭君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 平成22年度の有害鳥獣の捕獲関係につきましては、既に議論されております実施隊のほか、従前から行っている許可捕獲の部分についてはそのまま残して、そして実施隊も加えるということになっておりまして、ここに計上しております委託料につきましては、例えばエゾシカは1頭当たり4,000円ですとか、そういった従前からの委託料でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長(平川昌昭君) 田中敏文君。

○委員(田中敏文君) 次に、車両の購入費として400万円ほど上がっているのですが、どのような車両の購入なのかお教え願います。

○委員長(平川昌昭君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 備品購入費で車両購入費といたしまして、400万円を計上させてもらっております。これにつきましては、現在林政係のほうで1台ピックアップ型のトラックがあるのですけれども、そちらにつきましては造林事業等でも頻繁に使われておりまして、実施隊員が捕獲しましたエゾシカ等を回収するために主に使う予定でございます。そういうことで、ピックアップ型に加えてウインチ等、特にエゾシカを想定して畑から引っ張れるような装備をしたいというふうに考えております。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 169ページの農業振興費のニューホーム対策推進事業の補助金なのですが、ちょっと私も調べていないので、十分じゃないのですが、多分昨年交付金か何かのかわりで減額なって、もっと金額は百数十万円あって、交付金か何かで減額されてというふうに思っていたのですが、昨年の額からいくとかなり少なくなっていますので、どのような状況なのかということでお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ニューホーム推進協議会に対する補助の関係なのですが、平成21年度の決算見込みで実は100万円を超える繰越額が出そうだということでございます。この事業につきましては、あくまでも募集をして応募があって初めて成り立つ事業でございます。平成21年度中につきましてはあいにく応募が少なかったりして事業費を満度に使わなかったということで繰越金が生じるということがありまして、平成22年度の予算については減額をしております。平年ベースでいきますと、200万円前後ぐらいの事業を行えるような形での予算措置ということでやっております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 96ページの牧野管理費の中で牧野運営審議会委員報酬と、金額的には小さいのですが、私ちょっとわからないので、この審議会の委員というのは例えば年間どのぐらい会議をしているものなのか、どんな人がなっているものなのか、それからどういようなことをやっているのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

運営審議会は、年2回ほど行っております。委員としましては、委員長は農協の組合長が運営審議会の委員長をやっております。そのほか、牧場を利用している各地区代表の方々も来ておりますし、あと共済の理事長、支所長、それから普及センターの次長、標茶高等学校の校長さん、あと各地区の利用農家の方々をお願いしております。

以上です。

（何事か言う声あり）

○育成牧場長（表 武之君） 済みません。内容ですが、牧場の内容の実績につきまして皆さんに説明をしながら、運営に対するご意見等をいただきながら運営しているということと、人数ですが、今現在12名でやっております。そのほかに互助会役員という部分もありまして、それにつきましては7名になっております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今聞いたところ、それなりのメンバーがそろってやっているのだなというふうに考えますけれども、この内容についてももう少し詳しく聞かしていただければなと思うのですが。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 直近の会議次第の内容につきましてご説明させていただきます。

まず、その年度の予算、決済状況について説明をしたり、あとは夏季放牧、冬季舎飼いの状況についても説明しております。また、その年度の家畜の防疫、衛生検査等についての説明をする、その他その年度の事故牛の発生状況について説明をする、その他道営事業等あれば、それらについて説明をしております。そして、新たな事業としてありましたら、またそれについても説明をします。それで、委員の方々にいろいろ意見を聞きながら、牧場の運営に貢献しているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 101ページの酪農センター費のことですが、これ先ほどの説明では退職者が出たので、補充はしていないからこうなるというふうに向ったような気しています。補充はないということですか、その点お伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） お答えいたします。

酪農センター費のこの報酬の減額につきましては、磯分内の酪農センターの管理人がもと職員で置いていたのですけれども、残念ながら死亡退職されたということで、その後の後任の管理人を臨時の管理人で対応したということで、当初予算では比較では大きな減額になったということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 土木費の中で、これも別紙なのですが、173ページ、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業という形の中で橋の耐震化、10の橋が耐震調査したいということ、この橋の耐震の部分でいけば、町道にかかわる部分なのか、また年度的にどういう、まだまだ対象となる橋があるのか、お教え願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画策定事業の内容についてかと思しますので、お答えいたします。長寿命化修繕計画、修繕計画の策定事業としてことし点検作業を開始することといたしました。

対象といたしましては、町道にかかります橋、現在車道橋でございますが、102橋でございます。最終的には、歩道、農道橋含めまして108橋全橋の点検作業を行いたいというふうに考えておりますが、今補助との関係がございまして、現在のところは町道に関する102橋の車道橋に対してまずは点検作業に着手したいということでございます。

173ページの別紙のほうでご説明させていただきますと、まず一番右側の橋梁長寿命化修繕計画策定事業、これがいわゆる補助事業でございまして、これにつきましては現在102橋のうちの15メートル以上の橋長を持っています本町の橋、30橋ございます。15メートル以上で、それから重要なネットワーク上、いわゆる重要な幹線、町道にかかっているものということの条件の中でこの補助事業で30橋を実施することにいたしました。そのほか、社会資本整備総合交付金事業の中の効果促進事業というふうに150万円計上させていただいておりますが、これにつきましてはその15メートル以下の72橋残りますが、このうちの17橋を古い順からことしは点検作業を実施したいと。この後22、23、24でそれぞれ点検をしていきまして、最終的に補助事業の絡みでいきますと、25年までに修繕計画の策定を実施したいと。これは、中身的には耐震というお話もあったのですが、橋そのものの劣化、いわゆる塗装だとか、それからコンクリートのひび割れだとか、橋そのものの劣化状態を調べて、今後効果的な修繕を行っていくためには、どの時点でお金を投入することが一番効果的なのかという計画書をつくるための第1段階の目視点検の部分がことしの主な内容となっております。これから点検を実施いたしまして、緊急的に対応しなければならないものは補修をすぐに実施することにも発展していく可能性がありますし、特に急ぐ部分でなければこの修繕計画ののっかって点検からいわゆる補修の計画書のほうの策定のほうに移っていくと。ソフト部分になりますけれども、そういう作業にこれから数年かけてやっていって、最終的には修繕計画書をつくるのが目的でございまして、これに沿って今後修繕を計画的にやっていくと。そのときに、今25年までにこの修繕計画策定することによってその修繕の内容と、それから金額によっては、その修繕そのものが補助事業にのるためのこの点検作業が条件になりますので、25年までに策定の作業を実施したいと考えているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 1つは、少し小さい問題ですが、学校管理費の図書費の教師用図書、小学校、中学校計上されていますけれども、どういう内容のものになりますか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校図書費については、児童生徒用図書と教師用指導図書のそれぞれ予算分けをしております。児童生徒用につきましては学校配当において各備品等一般備品、いわゆる電気製品、あるいは教材備品、それからPC備品等、それぞれトータル的に学校の裁量で運用できるように一括して配当しております。

（「教師用」の声あり）

○教委管理課長（島田哲男君） 教師用については、新学習指導要領に基づいてそれぞれ移行期間の中での学校での教科書指導用としての追加の図書でございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 次に、パソコン、9月補正にあったパソコンなのですが、いつから完全にこれが作動されていくのかという見通しと、それから今までにない大がかりな設置になりますので、違いますか。

○委員長（平川昌昭君） 何ページ言っているのですか。補正は終わりましたよ。新年度予算。

○委員（深見 迪君） 補正じゃなくて、載っていますよね。学校パソコン保守管理委託というのが124ページにも載っていますし……

（「いいんだよ」の声あり）

○委員（深見 迪君） いいですか。

○委員長（平川昌昭君） はい。

○委員（深見 迪君） いつごろ、時期と、それからいろいろ新しい先生方も経験なので、課題とか問題点とかというのはなかったのかどうか、どういう課題があるのかというようなことについて、あれば教えてください。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

21年度の補正予算で繰越明許で予算をしておりますPCの導入ですが、22年度導入計画で現在進めているところでございます。これまでのPCの形と大きくそれぞれ管理状態で変えていくということでの導入でございます。実際には運用するに当たっての時期はかなり22年度の中で後半戦になっていくのかなというふうには考えております。これも実際には今年の12月に教職員等の説明会を含めて、いろいろ内容等のすり合わせをしてきた経過がございます。機械の導入については、機種選定についてはご了解をいただいたというふうに認識しておりますが、その運用面について非常に校内の中できちっとしたものがなかなかすんなりと伝達されない部分がございますので、多少時間がかかるというふうに私どもは考えてございます。児童生徒用のパソコンはよろしいのですが、指導用パソコンというか、先生方が使うパソコンについては、今まで個人のパソコンを使っていたスタイルと一括管理方式でやるスタイルとかなりの使い方が隔たりがあると。隔たりというのは、制約といいますか、制限といいますか、そういった部分がかかるということだからかなりの使いづらさというか、そ

の辺が発生してございます。そういった部分では、私どもは今のいろんなパソコンの業務上で情報管理、あるいはそれぞれ個人情報の問題、それから今北海道でいろいろ問題になっていきますインストールのそれぞれの問題、そういった部分を安全管理上どうすればいいかという部分では非常に大きな課題でありますので、ちょっとすり合わせに時間はかかるというふうには考えておりますので、今時期についてはちょっと明言はできませんけども、そういった部分で多少後半戦になるのかなというふうには考えております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 目標について何か思惑ありますか、いつごろという。後半戦と言いました。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 目標は、なるべく早くということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、次に学力テストのことなのですが、新聞報道によると、札幌のほとんど100%が希望するということですけど、ことしの町の予算の中にはそういうのは出ていないように見えるんですけど、これは関係ないですか、予算とは。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） お答えします。

予算につきましては、道のほうの予算がついておりますので、そちらのほうで行うということになっております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） スクールバスの委託料のところでは括弧書きの総合的学習というのがありますが、これ恐らくスポーツの大会だとか、そういうやつの分なのかなと思うのですが、そうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 何ページ。

○委員（小林 浩君） 128。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 学習指導要領に基づいて総合的学習が導入されてきて、それぞれ各学校において授業で学校を離れての教室、授業を行う場合にこの部分の委託料で支出してございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 125ページの補助金のところで標茶高校教育振興会助成金とあります。これは、額が大きいし、前にも一回聞いたような気がするのだけど、今また聞きたいと思うんですけど、内容はどのようなものか、ずっとこれ続くものか、その点2点お願いします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

この教育振興会への助成金ですが、総合学科に移行したときに創設したものであります。教育振興会につきましては、学校の関係者、それと町内の経済団体等々を含みまして、いかに標茶高校に魅力ある学習内容といえますか、そういうものを提供できるかということも1つあります。それと、もう一つ、この中で大きな柱となっていますのは、生徒を募集をするという部分にどうやって支援をしていくかということがあります。ご案内のとおり、今標茶高校については3間口の状態であります。これが2間口になったときに教育の内容の低下、それとそれが及ぼす町内への経済的な影響というのが非常に大きなものがあります。それらについては、この中でも議論しながら進めていこうということをやっているところです。なお、教育振興会の事業費につきましては、町からも助成しておりますが、高校みずからの負担、それから経済団体からの支援、それらも含めて行っておりまして、町につきましては一定の割合をもって助成額を決定しているという内容になってございます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 年数、もっとずっと続くのかどうかも聞いた。

○委員長（平川昌昭君） もう一回。

○委員（黒沼俊幸君） 5年も10年もずっと続くのかも伺いたい。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

年数が何年というお話はここではできないと思いますけども、先ほどありました趣旨については生かしていく方針で現状は考えているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 129ページ、委託料ですけども、この中に特殊建築物定期報告調査委託料というのがあるのですが、これはいかなるものなのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

特殊建築物定期報告調査委託料、建築基準法に基づきまして特定建設物、実際には標茶小学校と中学校なのですが、3年に1度ということで調査をし、報告をしなきゃならないという義務がございますので、今回計上した経過がございます。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 142ページ、一番上に賃金というのがありまして、これは多分道路の発掘の部分だと思うのですが、これは大した面積的には大きくないところなのですが、どのぐらいの日数と延べの人工数はどのぐらい見えていますか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 今142ページ。こちらのほうは、緊急雇用創出推進事業と

ということで、半年間収蔵資料の整理をするという部分の賃金でございます。郷土館です。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 資料の中には、埋蔵文化財発掘調査というのがありますよね。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 発掘の部分につきましては、135ページの社会教育総務費、これの賃金の中で見ております。賃金につきましては254万6,000円、この部分が発掘の部分でございます。人工ですけれども、発掘作業のほう、実際に発掘するのが5名で20日間、それからその発掘した後の整理作業につきましても5名で48日間、それと作業員の交通費についても若干見てこの金額になっております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） その面積は、幾らになっています。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 面積は余り大きくはありませんけれども、55平米であります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 多分毎年載っているのですが、今さら聞くのもちょっと恥ずかしいのですが、146ページ、147ページの中、給食センター費の中だったかと思うのですが、高度へき地校給食材料費ですか、これどういうものなのか、ちょっとお伺いしたいのと、給食委託料の内容といたしますか、をちょっと詳しくお教えいただきたいのですけど。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

1点目の高度へき地校給食材料費についてですが、これは国庫補助になってございます。内容的には、3級地以上の学校、標茶でいいますと、御卒別、沼幌、久著呂、阿歴内、中茶安別について国庫補助が毎年、金額、小学校でいえば16円、中学校では18円ということで毎年変わるわけなのですが、大体この数字で毎年来ています。ただ、この補助については、それぞれ自治体も同額を出すということでの要件になっていますので、実際にはそれぞれ小学校32円、中学校36円ということでの補助になります。1食当たりです。

それから、2点目の委託料についてでございますが、給食委託料について給食運搬の委託が主でございます。4路線を走っております、給食運搬の委託料、あと清掃業務等については通常の清掃委託、あるいは業務は各種機材等点検等の委託の内容になってございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から21款町債
まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） まず、1款町税についてお伺いをいたします。昨年もお聞きしたか
と思うのですが、収納率が毎年0.5%ずつ上がってきております。昨年補正も見ておりま
すけれども、それでもきちっと収納ができてきているのかな。また、ことしもその上に0.5%、98%
見えていますよね。それから、固定資産税あたりも滞納、これらも0.32%ぐらいずつ上げてあ
ります。地財計画とか実績を重んじて計画立てられたということですが、その根拠というか、
具体的にお教えしていただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 個人町民税の収納率と固定資産税の収納率のお尋ねであります
が、基本的には平成21年度今現在進行中ではありますが、21年度の決算見込みと20年度決算額、
以前10年間の数値を用いまして平均数値の中で試算してございます。それで、昨年に比べて
個人町民税については0.5%、それから固定資産税につきましても1.1%ほど伸ばしておりま
すが、基本的に21年度の決算見込みの数値を下回らない形で目標数値といえますか、努力目
標も含めた中で試算してございます。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 多分昨年もそんなようなお答えだったかなと思います。それで、現
実かなり厳しい中での収納率アップということで、その根拠を伺いました。

次に、町たばこ税、これが本数なんかも昨年と同じ本数での計算かと思いますが、今年度
あたりはたばこ値上げになるような予想できております。その辺のところは加味されてい
るかどうか、お伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 町たばこ税の試算の考え方でございますが、基本的に平成22年の地方税法改正の中で22年10月1日から改正される予定ではありますが、当初の見込みの中ではその部分については算定してございません。といいますのも、地方税法改正の趣旨は、国民の健康を守る観点でたばこの消費そのものを抑制するのだという考え方に基づいておりますので、なかなか試算の中で見込みづらい部分がありましたので、当初の中では算定してございません。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第24号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第25号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から12款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 国民健康保険税について伺いたいのですが、全体の国民健康保険税について言えば……

（「歳出」の声あり）

○委員（深見 迪君） 失礼しました。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） ちょっと順番を間違っ、歳出もあつたのですが、歳入でいきます。全体として21年度の3月の補正の保険税から比べますと、1億2,000万円か3,000万円ぐらいですか、ふえていますよね、この入りが。この見通しについて伺いたいのですが。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国民健康保険税の見通しということですが、国保の運営につきましては歳出でいわゆる保険給付費が幾らになるかという額を出して、それから歳入で入ってくるいわゆる国、道の療養給付費負担金等々の財源を差し引きまして、保険税としてあと残る必要な数値を今回当初予算として計上をさせていただいているということですが。そういう意味では、現在21年度の確定申告をしている最中でございますので、その所得額がはっきりしないと、税率等の問題が出てくると思いますが、ただ現在の税率でこのまんまこの保険税の額が歳入になるということにはちょっとならないというふうには考えております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりやすく言っていただきたいのですけれども、3月で確定申告終わって、それほど大きく、ここに反映されるほど大きく町民の所得が変動するとは考えられないと思うのです。そうすると、この国民健康保険税の収入の部分というのは、率直に言えば、そこで足りなかったら、値上げも考えなきゃなんないというようなことを意味しているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 総括的なご質問になっておられますので、私のほうから説明をしたいと思いますが、前段の21年度の補正予算でご審議をいただきました。いわゆる医療費は、そんなでもないのですが、歳入についての国、道の支出金と、それから税と一般会計の繰入金との関係について委員のほうから、特に国、道支出金について大幅な乖離があるのではないかとということをご指摘して、その後の考え方、やりとりについては説明したとおりであります。実は、今年度の予算については、21年度の痛い思いもありますので、急遽22年度予算についてはできるだけ同じ痛い思いをしないように、21年度決算の数値を意識しながらつくらせていただきました。これは、委員から指摘があつたとおりでありますから、同じそういうことで理解をいただきたいと思いますが、ただその結果、税金が上がるか上がらんかという議論よりも、見通しの医療費に対する税の必要額は一般会計が支援をいわゆるルール分以外しないという前提で考えますと、本年度の国民健康保険税は4億8,359万5,000円必要ですと、これを被保険者数3,430人でご負担をいただくというのが基本的な考え方です。その結果、1人当たり2万四、五千円上がる計算になるかもしれません。先ほどの所得の関係について言えば、これは今確定申告をして大体5月の後半、20日ぐらいにはコンピューター上で数字の整理がつくのではないかと。そうすると、その段階で現状の税率と、

それから根拠となる人の数、あるいは所得の数値をコンピューター上でいわゆる想定を、ある前提で想定をしながら税率が現状でいいのか、1人当たりを何ぼにしたらいいか、1世帯当たり何ぼにしたらいいかとかということを全部、あるいは限度額が上がるといった情報もありますから、その辺のことを整理した上で判断せざるを得ない。これは、いわゆる大変な金額ですから、1世帯にすると、3掛けにしても7万円から1世帯当たり上がらざるを得ない話になりますし、たまたまこれも21年度の補正予算のときにも説明しましたけども、町が政策として経済対策として国民健康保険税の減額をあえて施策的に打つということについて、これまでもやってきたことでありますけども、これをどういう議論になるかということもやっぱりきちっとしておかないと、多少、いや、町が勝手にやったのだらうという話になりますと、これまた変な話になりますから、きちっとしかるべき時期に町が政策的に手を打つべきでないかという、そういうような議論も含めて、これ過去には国民健康保険税のいわゆる税率決定に当たっては、議会側と事前に協議会を開いて議論をいただいた上で一般会計の支援をすべきでないかというような部分についてのそれぞれ議会の意向を受けながら、町の側がそれを打ってきたというか、政策として打ってきたという経過がありますから、この間ちょっとその辺の手だてもなしに、いわゆる町側の努力として打ってきた気配もなきにしもあらずなものですから、もう一度そういった議論をしながら、あるべき税額をどうすべきなのかということについて、やっぱり町と議会と双方でしかるべきところに議論の落下をさせる必要があるんじゃないかと。正直な数字を上げますと、提案している内容であります。そういうことで、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第25号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第26号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第3条、地方債について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第4条、一時借入金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、以上で議案第26号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第27号、老人保健特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款医療諸費及び2款諸支出金について一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款支払基金交付金から6款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) 以上で議案第27号、老人保健特別会計予算を終わります。

次に、議案第28号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

小林君。

○委員(小林 浩君) 通所介護と短期入所なのですが、介護サービス料が昨年よりことしのほうが減るという予算なのですが、あと利用料のほうは若干ふえているのですが、そ

の辺をちょっと。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

通所介護の収入と短期入所の生活介護の収入の関係についてお尋ねがありました。通所介護のほうについては、前年度と比較をして今年度予算は410万円ほどの減額予算を組んでおります。こちらのほうの要因としては、21年度実績に基づいた予算計上となっておりますけれども、報酬改定がございまして、今の現状、21年度実績でいうと、年間38万円ほどの加算が新たに加わっているところがあるのですけれども、1日当たりの利用日数が前年度は1日当たり平均すると21.5人で見込んでおりました。残念ながら今年度というか、今の現状の中では1.5人ほど1日当たり利用者が減っておりまして、22年度の予算としては1日当たり約平均20名という人数でもって積算をした結果がこの数字であります。

それと、もう一点、短期入所の関係でございまして、こちらのほうは前年度と比較して伸びた形での予算計上とさせていただいております。これは、短期入所の利用者が前年度を上回っている現状があるということと、加算の部分を加味された形での予算がふえているという形になっております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第28号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第29号、後期高齢者医療特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第29号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第30号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これはどこからでもよかったかな。それで、1名職員が退職して59名ということでお話聞きました。これの補充はあるのかないのか。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

1名の退職につきましては、看護補助員でございまして、正職員の退職でございましたが、人件費の削減含めまして臨時職員を補充をしたということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 1つだけお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、これいいのかな、この分、資本的収入のどこ聞いていいのかな。

○委員長（平川昌昭君） 全部。

○委員（舘田賢治君） 資本的収入と支出のところの2ページのここに出てくる不足額1億818万5,000円は云々と、これ過年度分損益勘定留保資金で処理したよと。この1億800万円の数字なのですが、この貸借対照表から見ると、21年の3月31日末の残、この中で差引いたらないのだけど、既にこれはその過程の中で引いて残ったという理解でいいのかな。流動資産と流動負債の関係。そういうにとっていいのかな。やってみたら、ここには残はないのけども、だけこの引き当てを終わったから、終わってのあれだという解釈でいいのかな。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思いますが、今2ページの第4条の関係での資本的支出額に対してその収入額が不足する約1億800万円を補てんできるのかというご質問かと思いますが、ご承知のとおり、貸借対照表につきましては、22年度分につきましては22年度末時点でのいわゆる見込額で作成をしております、実質4月から22年度の病院事業がスタートするというところでございます、現時点では数字の確定も含めてちょっと先が見えない状況にありますけれども、22年度予算に計上しております24ページ、4の減価償却費7,528万5,000円でございますが、これと次のページ、5の資産減耗費、固定資産除却費の168万5,000円につきましては、これ22年度に発生する、帳簿上でいいますと内部留保資金ということで発生いたしますので、よって差し引き、私の見通しでは約3,100万円程度の実質のいわゆる内部留保資金の補てんになるだろうということで考えておりますので、補てんについては可能だということで考えております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第30号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第31号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金

まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、以上で議案第31号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

◎散会の宣告

○委員長(平川昌昭君) お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月10日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 4時36分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 平 川 昌 昭

平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成22年3月10日（水曜日） 午前10時03分 開議

付議事件

- 議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（15名）

委員長	平川昌昭君	副委員長	菊地誠道君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	伊藤淳一君
〃	後藤勲君	〃	林博君
〃	小野寺典男君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	川村多美男君
〃	小林浩君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君

税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 委 管 理 課 長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社 会 教 育 課 長	中 居 茂 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(委員長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(平川昌昭君) 昨日に引き続き平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

(午前10時03分開議)

◎議案第24号ないし議案第31号

○委員長(平川昌昭君) 本委員会に付託を受けました議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括議題といたします。

議題8案の総括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員(田中敏文君) (発言席) トップバッターということでちょっと緊張しながらも、3月の予算ということで町の大事な予算の中で昨日少し疑問に思った部分、考慮していただきたい部分が数カ所にありますので、総括質疑をさせていただきます。

まず、爆発的にふえたエゾシカの駆除隊が結成されました。これは、管内的にも町の本当の施策なのかな、そして先行的なシカの個体数の削減にかかわる重大な予算だったのかなと思ひ、お聞きしておりました。その中で自分が少し疑問に思った部分、数点についてお聞きしたいと思ひます。

まず、年間十数名の方が非常勤職員として身分を保障し、駆除に当たるという形の中で、まずその駆除数はどの程度を見込んでのこういう人数になったのかお聞きしておきたいと思ひます。

○委員長(平川昌昭君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 実施隊の駆除数についてお答えいたします。

平成22年度の有害鳥獣駆除、特にエゾシカの部分なのですけれども、委託料で許可捕獲で予算を計上している部分、あわせて今年度については実施隊が加えてということでございますが、実施隊の部分につきましては年間190頭ということで現在のところは計画しております。これにつきましては、猟友会さんのほうとも打ち合わせをしながら、実行可能な頭数に近い形ということで計画をしたところでございます。

○委員長(平川昌昭君) 田中敏文君。

○委員(田中敏文君) このエゾシカの駆除に関しまして、私素人ではありますけれども、駆除されている方々のお話を聞いておりますと、どうしても夕方から、また早朝という形の捕獲という形をとられるのかなと思うのですけれども、非常勤職員としての時間、4時間以内、4時間以上という形のものも検討されておると思ひますけれども、今後時期的にも時間に制約

するものがあるのかないのか、要するに捕獲しなくても時間が、これはシカに限ったことではなく、クマとかそういう部分もあると思いますけども、その部分のくくりはどういうような形をとられるのか、基本的なことをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） いわゆる勤務時間のことだと思いますけれども、これにつきましては出動している時間が対象になるということで考えております。例えば発砲している時間帯を積み上げてとか、そういうことでありませんで、命令がかかって出動して任務を終了するまでの間が対象になる時間というふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 私こういう駆除隊というか、隊という名目の中には、やはりその猟をされる方のこの標茶町内をくまなくシカを撃ちに行く行動記録というものが出動されたときにどういう形で残るのかなと。ただシカが出てきました、駆除隊出動お願いしますと言って、受けてから空白の時間だとか、やはりそういう部分の形を記録する形というものはとられないのか。要するに本当に信用してこういう駆除に当たってもらえば、本当に効率的だと思うのですけども、やはり行動記録という形の中で何かGPSなり、そういう発信記録なり、トラックでいえばディスパッチだとか、そういう作業される部分でいけば、何時間停止して何時間行動したというのが事細かく残ると思うのですけども、そういうような対応は今後されるのか、議題にも上がらなかったのか、お教え願います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

報酬の条例の関係であったのですけれども、通常は日払いなのですが、実施隊員につきましては翌月10日までの支給とするということで規定をしております。これは、ひとえに事務の煩雑さを、お互いに実施隊員も町のほうも事務の煩雑さを軽減するためということで設定をさせてもらっております。そのかわり、せんだって申し上げましたけれども、町長が書面または口頭にて命令をすると、それに対して報告をいただくということで、その報告の中で日時あるいは場所等についてある程度詳細に書いていただきたいというふうに考えているところでございます。委員ご指摘のような先端技術を用いたものとか、あるいはタイムカードとかそういったものは、実施隊に期待するところは機動力のある駆除行動ということでありますから、それらを阻害することがないような形で運用していきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 今機動力のある効果的な駆除という形のことを述べられましたけども、ただハンターが要するにシカを狙撃するまではいいのですけども、どうしてもこの駆除した後にクリーンセンターに運ばれるという形のものもお聞きしておりましたけども、その撃ったシカをこの隊員だけでクリーンセンターまで、処分場まで運ぶのか、また車両も購入されていますので、やはり撃つだけは撃つ、そのシカをクリーンセンターまで運ぶ分はほ

かに考えられなかったのかなど。効率的に駆除をするなら、ただ撃ちっ放しということではないですけども、あそこの場所に2頭置いてあるよ、それを車で回収していただければ、ハンターの方はまた次の場所に移動できて効率的な運営ができるのではないのかなと思えますけども、そういうことは考えられなかったのかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 捕獲後のエゾシカの処理のお話でございますけれども、お答えいたしたいと思えます。

実施隊員が射撃をして、捕獲をして、回収をしないで順々回ったほうが効率的じゃないかというようなご指摘だと思いますけれども、その辺につきましては委員ご指摘のとおり車両購入費で計上させてもらっております車両ありますから、一定部分は町の職員が回収するというのも想定してございます。ただ、ケース・バイ・ケースの部分が多くなると思えます。実施隊員が比較的容易に回収できる位置であり、なおかつそれが可能な車両であれば、そのまま引き取って来てもらうということのほうが効率的になる場合があるかと思えます。その辺については、実際に運用していく中で協議しながら進めていきたいというふうに考えておりますけれども、原則的には車両購入ということもありますから、町の職員がということではお話をしているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、今度はクリーンセンター、処分の部分に入っていきたいと思えますけども、先ほど年190頭捕獲をしてクリーンセンターへ持ち込み、焼却処分をする形をとると思えますけども、大体これもやはりシカも焼却することにより、今までどおり家庭の生ごみ等と一緒に焼却処分するのだなと思えます。ただ、生ごみの部分ですと、やはり家庭に持って行って水分を抜いてください、少し重量を軽くしてくださいというのは住民周知のとおりと思えますけども、シカを、それも1日に何頭とれるかはわかりませんが、やはり新たな焼却炉の延命にもかかわる部分が出てくるのかなと思えます。年間この190頭をまず目標達成して、焼却するに当たってクリーンセンターとしての受け入れ態勢等々、定期的に冬季ですと凍っていただけますけども、やはり夏場ですと腐敗臭等々、また鳥等のものが出てくるので、その辺の対応はされているのかお伺いしていきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） クリーンセンターの実際の部分につきましては、住民課長からいただけたと思えますけれども、後段のほうにありました2次的な散乱をどういうふうに防ぐかというような部分についてお答えいたしたいと思えます。

その点につきましては、住民課とも内部協議を行っております、休みの日とかに搬入して一時保管できるような箱をできるだけお金をかけない形でつくるということで今考えているところでございます。

それから、この有害鳥獣駆除に係る部分でクリーンセンターのほうに新たに負荷がかかることになろうかと思うのですけれども、これについては鳥獣被害特措法の中で80%特別交付

税措置されるということになっておりますので、つけ加えさせていただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） エゾシカ駆除に係るクリーンセンターでの処理のことですが、今までもクリーンセンターにおきましては道路で車に衝突したシカ等の残骸につきましては焼却処分をした経験がございます。そういう中では、技術的に今回のシカの駆除で出た捕獲後の死体を焼却処分するということにつきましては、現在の施設で十分可能ではないかというふうに考えております。ただ、委員ご指摘のように、一般の家庭から出る廃棄物とは違いますので、その辺は予定頭数は190頭ということになってございますが、1日当たりどの程度出てくるのか、それからそれによりまして一般廃棄物の焼却の日数との関係もございまして、その辺につきましてはうまく現場のほうで調整しながら処分をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 今までの質問は、殺処分をして個体頭数を減らすという部分でありますけども、次にこのエゾシカも他市町村を見ますと、地域の資源として捕獲し、地域の地場産品等々になっている経過もあります。この個体数の削減にする前に、やはり地域の資源として囲いわたる方式等々をとって個体数を減らすという形の検討並びにそういうものはなかったのかお聞きしておきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） エゾシカを地域資源として活用することを検討しなかったのかというご質問でございます。お答えいたしたいと思えます。

実施隊による銃器による捕獲ということで検討してここまで進んでまいりましたが、捕獲したエゾシカの特に肉としての活用ができないかということは検討の部分でございました。町内に加工する方が1軒いらっしゃるということで、地域内循環ができないかということを実課としては考えたところなのですが、食肉加工する際にやはり弾の入る位置とか、いろいろ細かなことがあるということで、肉として加工するために考えてもらいながら発砲するのでは効率が下がるということで、現段階での目的というのはあくまでも農林業被害を軽減させることということで、そちらに重きを置いて銃器による捕獲、そして原則は焼却ということで考えているところでございます。委員ご指摘の囲いわたる方式というのは、管内でも阿寒地区等々で行われておりますし、根室管内でもあるのですけれども、民間の加工業者あるいは養鹿業者がいた上で成立している部分でございまして、本町でも例えばそういう希望があれば、ぜひ後押しはさせていただきたいと思えるのですけれども、現在のところそういう実質的にやれる形にはなっていないという部分がありまして、実現には至ってございません。

それから、済みません、先ほど残滓回収のことでちょっと矛盾している答弁をいたしましたので、ちょっと訂正をさせてもらいたいと思えます。原則町がというふうに申し上げましたが、実施隊員も町職員でございますので、少し矛盾しております。先ほど申し上げたかったのは、農林課職員による回収について原則的にとという意味でございましたが、加えて実施

隊員による回収、それから農林課職員による回収、そして農業地帯であれば、畑であれば、その酪農家さんによるお手伝いというものもこれから呼びかけていって、ぜひ協働という形の中で効率的にやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、囲いわな方式も検討はされておった、私がやはり民間の加工業者が町内には少ないし、これからもこの殺処分の方法でも先ほど述べられたように射撃をして、近間においてすぐ血抜きをされたシカ肉なら加工して即食べられる、食用にも回るというものもハンターさんからも聞いておりました。

次に、この囲いわな方式について、先ほど課長のほうから地域循環という形のお言葉をお聞きするわけではないのですが、他市町村ではこの囲いわなとか、車両の接触事故等々を抑えるために、やはり公共事業のメニューに沿って鉄柱と金網方式でやっておられるところ、それと木柱とナイロンネット方式で囲いわななり、車両の接触事故等を防いでいるところ見受けられます。そこで、全町をこの方式によってカバーするには万里の長城と考えられるというお話をされた中で、やはり囲いわな方式もモデル地域等々を選定して、またこの囲いわな部分にやはり町の間伐材、民有林も含めてですけども、あとそれと標茶町にはエコを称しまして板だとかくいだとか加工されている業者さんもおられます。また、それを木材を加工されている木工所、またそれにかかわる鉄工所さんが地域のものを生かして、町として町の新たなシカ対策という形、これ3月で、私こういうモデル的なもの、こういう施策を何か6月に提示したいなと思っておりますけども、町長もこういうやはり地域でこのシカ対策にあるものを使って町の少ない予算の中で地域内循環をさせるような基幹産業、酪農を守るような形の方策等を提示して検討される余地があるのかないのかお伺いしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

エゾシカの現状に対する認識がちょっとずれているのではないのかなと私は思っています。道東地域においてエゾシカの頭数を減らしてくださいよということは私どもはもう十数年来申し上げております。道のほうの基本的な考え方は、国もそうですけども、管理計画ということで、議員がご指摘になりました、ご提案になりましたような活用等々を重視してずっとこの間きました。ようやくその被害の実態がもうどうしようもないということを道のほうも認識をしていただきまして、ようやく狩猟から駆除へという考え方を道のほうで出されて、新年度から新たな対策というのが加わっております。確かに有効活用云々かんかんはありますけども、ご理解をいただきたいのはシカを鉄砲で撃てるのは猟銃の免許を持ったハンターの方だけですし、それと撃てる時間帯も日没以降は撃てません。日の出前も撃てません。それから、区域的にいいますと、鳥獣保護区の中でも撃てません。こういった縛りの中で一番の問題というのは、学習したシカがそういうことを察知してそういうところにあらわれな

い、したがいまして駆除圧が上がらないという実態があるわけです。それをどうしていくのかという対策の中で、とにかくこの頭数を減らさなければいけないというのが今の私どもの緊急の課題でありまして、頭数を減らすために何ができるかということで今までは、従来でありますと狩猟期間の中でのハンターさんの自由なスポーツハンティングによる狩猟、それとそれ以外の時期の有害駆除ということをお願いして猟友会の皆さん方にやっていただくことの駆除、これではできない、これでは頭数の駆除圧が上がらないということで今回私どもは提案をさせていただいているわけでありまして、したがいまして、これは大きな農業被害になるということは、昨年私どもも国の補助事業をいただきまして被害実態調査したところ、農家さんの被害の実態というのが今までほとんど実態調査されたとこないわけですから、想像以上に大きいと。これは、このままでいくと、基幹産業、農業の存亡にもかかわるということで私どもは今回提案をさせていただいているわけです。先ほど課長のほうからも申し上げましたけども、これはただハンターさんに撃っていただいて、ハンターさんに片づけていただくというのは、これは基本なのですけども、基本といいますか、法律でそうなっていませんけども、それでは駆除圧が上がらない。そうすると、地域全体の中でいわゆる農家の方たちの理解もいただきながら、それぞれの人がやれることをやった中でどうやってハンターさんにできるだけ多くの頭数を狩猟してもらおうかで、これが一番の問題なわけです。したがいまして、現時点では確かに狩猟したものをどうやってうまく使うか、活用するかということは考えなきゃいけないと思いますけども、現状ではそういう状況ではないということをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） るる私の勉強不足もあったのかな、またこの個体数の町長のかける情熱もお聞きいたしました。今後この駆除隊に町の基幹産業を任せる形の中で、協力者を得ながら駆除対策に応援していただければと思います。

終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 国民健康保険税について質問いたします。標茶町は、この3年間国民健康保険税の住民負担軽減について非常に手厚い措置をしてきたというふうに思います。平成19年度に3,000万円、20年度も3,000万円、そして今年度は今議会の補正にあるように実に8,387万円の一般会計からの繰り入れを行ってきました。国保というのは、いざというときの命綱ですから、どんなに苦しくても何とか国保税だけは頑張って納めている住民にとって、これら一連の措置は本当に命の綱と言っても過言ではなかったというふうに私は思っています。国の平均の平成20年度の現年度課税分の収納率、国保税の収納率は88.35%というふうに聞いています。それに対して標茶町の現年の課税分ですが、20年度で94%であります。そうすると、本当に標茶の町民も頑張って国保税を納めているのだなというふうに思うわけです。

そこで、聞きたいのですが、どうしてこんなに国保税が高いのか、何とかならないのか、常々思っているのですが、二十五、六年前までは国保に対する国庫負担率は50%でした。それが現在は半分の25%にまで下がり、その分国保税、住民の負担ですね、倍になって、もう町民の負担も限界に来ているというふうに思います。現政権にも、選挙前の公約どおりの抜本的な施策の方向はまだ見えていません。国保会計のまさに国保のあり方を含めた国の施策に今の国保の問題点があると私は思っていますが、町はこれをどういうふうに考えて、また国に対してどういう期待をしているのか、まずそれを伺いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

保険税と申しますか、町民の皆さんの負担の考え方については、ただいま委員からご指摘のあった状態で変化をしているものと私どもも受けとめてございます。原因が実はそこにあるわけでありまして、内容的な問題で申しますと、いわゆる長寿化に伴いましてそれぞれ医療費も増嵩しているのも大きな原因かというふうに思われます。自治体としては、この国民健康保険税の制度そのものがいわゆるそれぞれの全国の各自治体を保険者とする制度で果たしてよろしいのかどうなのかということ提起してございます。これは、全道町村会、全国町村会含めてそういう提起をしてございます。保険という名がつく限りは、被保険者の数が多ければ多いほどいいというのが保険制度の基本であります。それを全国一時は3,300に割って、今日的には1,800ちょっと切っているかもしれませんが、そういうふうに細切れにした段階で保険運営をするというのは保険制度としてはなじまないというのが保険制度の考え方です。そういう意味では、多分委員もご案内だと思いますけども、全道町村会、全国町村会はずいぶんこれを一括で国の責任で保険運営をしていただきたい、最低でも都道府県単位の保険制度にしていきたいということで今日まで要請してきて、今日的にはご案内のように後期高齢者の分だけを固めて都道府県単位の広域連合を形成して実施しているというのが今日的な状況であります。我々からすれば、そうではなくて全部含めて都道府県単位でやっていただくことによって、いわゆる保険制度の広域メリットを発揮することによって現状よりは少なくとも負担部分についてはメリットが出てくるのではないかと。もう一つは、これは平成14年以降行われておりますいわゆる社会保障費の削減に響いていると思っておりますけども、負担の見直し、国、地方自治体、それから被保険者間におけるところの負担の見直しによって先ほど委員が指摘されたような割合に変化しておりますから、そこんとも大きな要因だというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 昨日の及川副町長のお話の中に、説明の中で、国保会計についてはルール分以外は繰り入れをしないことを前提として、国保加入のたしか僕は人数を3,430人とおっしゃったと思うのですが、負担するとすれば1人2万四、五千円、3人世帯では7万円を超える負担増の計算になるという少し突っ込んだ説明をしていただきました。町政執行方針の中では、長引く景気低迷、雇用の低迷という現状分析がなされており、住民の暮らし、

生活状態をよく押さえたものというふうになっていると思います。町の財政は、決して余裕のあるものではないと思いますが、しかし住民の生活はまさに執行方針にあるようにさらに逼迫しています。私は、かなり今度の予算もご苦労されてつくられたというふうに思いますが、その中から今後きのうの副町長の話にあったような今年度の国保税の値上げを抑えるための措置をぜひ今年度も続けてほしいと願うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

21年度の補正のときにも基本的な考え方というのは申し上げておりますし、先ほど来深見委員からのご意見にもございますように、20年度、21年度と町としては一応一般会計からの繰り入れということでできるだけ保険税に影響を与えないような形で対応をさせていただいております。ただ、新年度の予算を策定する段階において、委員からも指摘ありましたように、国、道からの調整交付金等々については過去の実績等を踏まえた中で現実的な数字をもって算定をしなければいけないという中で22年度の予算につきましては策定をしております。最終的には、現在進めております所得の捕捉ができない限り数値というのは確定をしませんし、その上での考え方になろうかと思っておりますけれども、今日的な経済状況等々を踏まれば当然それほど、例えば保険者の方たちにご負担を願うということが現実的にはどうなのかということ、当然私どもも想定をしております。したがって、これが多分5月の末時点で最終的な判断をしなければいけないのかなと思っておりますけれども、これまでの基本的な考え方を私どもとしてはやっぱり尊重して、できるだけ被保険者の方たちの負担が急激に変化するようなことのないように、これは当然町民の皆さんのご理解をいただかねばできませんけれども、基本的な考え方としてはそういった形で対応しなければいけないのかなと、そういうことを現時点においては考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私も議員の一人として住民の実態をよく調べ、声をよく聞いてそれなりの努力をしたいというふうに思っています。ただいまの町長のご答弁、そういうふうにご受けとめるのですが、ぜひ期待をして頑張っていただきたいということを言いまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

あと2点あるのですが、後期高齢者医療制度の問題についてです。これは、1つ伺いたいのですが、昨日でしたか、後期高齢者の被保険者数は1,264人というふうに私メモをとったのですが、2010年、11年度の被保険者数は大体どのぐらいの数になるのか教えてください。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 後期高齢者医療制度の標茶町内の被保険者数ですが、平成21年度は1,275人、平成22年度につきましては今委員ご指摘のとおり1,264人ということで押さえております。ただ、これは年間の平均の人数でございまして、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君）　きのう内容審議で詳しく聞けばよかったのですが、ちょっと聞き方がずれてしまって聞けなかったのが、基本的な数字は担当課に行って大体聞いていますが、それについては割愛してずばり質問していきたいと思うのですが、ご承知のとおり全国的には今回見直しですから、値上げするところが47%と、それから表を見ますと、値上げと据え置き合わせて、つまり値上げをしないと、値下げと据え置きですね、合わせて53%と、値上げをするところのほうが少ないのです。47%ですから、半々というところかもしれません。中でも北海道の値上げ率というのは、群を抜いているといいますか、すごく大きいのです。この制度ができるときに私は幾つか質問したのですが、当時の副町長はたしか先ほどの話にあったようなスケールメリットのお話をされていたというふうに思います。私は、該当する75歳以上の高齢者やそのご家族の意見、要望、これが連合議会に届くのかということ質問しました。届く仕組みになっていると、心配するなとまで言いませんでしたけども、ちゃんと届けると、被保険者の気持ち、意見は届けると。しかしながら、その後の推移を見てみますと、なかなかその要望は連合議会にストレートに届いていないというふうに思うのです。標茶でいろんな方々の意見を聞きながら、不服申し立てをたしか17名ぐらいだと思いますが、申請しました。1人三、四枚ぐらいなのですが、審査委員会で却下されましたけども。北海道の5%の値上げは、全国最高水準になっています。現政権が公約を守って制度廃止をするか、値上げを抑制する財政措置をすれば、値上げしなくても済んだことですが、その点財政措置については連合長も要請したというふうに聞いています。大場連合長が国に引き続き要請していくべきだと強く議会の中でも、あるいは道に対しても言ったという話を聞いています。標茶町の場合は、要請についてぜひ私はしていくべきだなというふうに思うのですけれども、考え方をまず伺いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君）　町長、池田君。

○町長（池田裕二君）　基本的な考え方をご理解をいただきたいと思いますが、現在私どものすべてのシステムというのは議会制民主主義ということで成り立っております。したがって、町民の皆さんの声をどういう形で伝えていくのかについては、いろいろな伝え方があるかと思えます。ただ、議会で質問があった、意見があったからという形で上に伝えるとなると、議会でこういう意見がありましたという形しかないわけです。先ほど委員も指摘されましたように、町議会としての意識として、意向としてということであれば、それなりの手続をとってやっていただければ、それなりの伝え方がある。本町においてもそうですし、これは広域の連合の組織の中でも協議会の中でも同じ形になろうかと思えます。ただ、この後期高齢者につきましては、いろんな問題があるというのは十分私どもも認識しております。その構成町村としてどういう形になるか。当初私どもが期待をした、いわゆる先ほどの国保のときのお話と同じになりますけども、やはりスケールメリットというのをある程度期待しながら、それとやはり所得の捕捉といいますか、それをどうやって確実にしていくのか等々の議論の中で現在の後期高齢者の制度というのがある程度あるわけですし、その制度をすべて否定するとなると、これをどこに持っていくのかということに議論がなる

わけです。国のほうの考え方としては、現在そこら辺についてはまだ明確には明示されていないわけであります。私どもとしては、やはりこの保険制度というものがいわゆる将来的にも持続可能な制度としてどういった形がいいのかということについて言いますと、当然構成の一員でありますので、それなりの考え方というのは伝えてまいりたい、そういうふうにご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 聞きますと、今回は道広域連合が道に、北海道に財政安定化基金への積み増しを求めて、2年間で68億円を積み増して、軽減後の保険料を4.99%に抑制するというふうにしたと聞いています。これをさらにふやして、保険料を据え置くだけの追加基金への積み増しを求めてほしいと私は思うのです。議会での意見書も一度は出したことあるのですが、なかなか連合議会へどういう形で声を伝えたらいいかというのは伝え方がよく見えてこないのですけども、広域連合の算定では2年間で120億円積み増しすれば現行保険料を据え置きできるという試算もしているのです。だから、あと52億円積み増しをすれば、現行保険料の据え置きは可能なのですが、こういうことを私は町としても道に求めていただきたいというふうに思っていたのですが、この点については先ほどの町長のご答弁で同じことだと思しますので、双方お互いに努力していきたいというふうに思います。

それで、標茶町の独自の問題なのですが、被保険者の保険料値上げを抑えるよう予算措置ができないのかどうなのかという模索であります。もちろん連合議会ですから、連合の運営ですから、町が勝手に保険料を安くすることはできませんけれども、違う形での給付でせめて現行保険料で済むような何らかの形での支援をすべきではないかと。全国的にはそれをしていくところがあります。千葉の浦安市なんかは、年に1万円の給付金を支給したりしていますし、ほかでもあるというふうに聞いています。2007年度の県民所得では、北海道は全国39位なのに保険料は今回全国最高水準になっています。こういうギャップからいっても、標茶町が国の悪政からの防波堤になって被保険者の軽減、値上げ抑制の施策をとることは必要ではないかと、できるのじゃないかと。先ほどの話を聞きますと、22年度で1,264人ですか、1人1万円、これを交付すれば1,264万円の出資で済むわけです。ということで、そういうこともできないのかどうかということで、ぜひやっていただきたいということを質問したいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

基本的に後期高齢者医療制度がどういうふうになっていくかということが1つ肝心なことかなと思ってございます。新聞の報道等によりますと、あるいは現政権ではこの制度についてはいわゆる廃止をするというようなことにもなっております。そういう意味では、必ずしも現状から将来を見たときに現行の制度が恒久的に続くという状況にないということでもあります。そういった面では、委員と同じ心境でありますけども、何とか被保険者の方に多大なご負担をいただかないで運営する方式を模索をする、あるいは努力をするということ

は必要かなとは思いますが、現状の段階でいいますと、制度がまだ恒久的な制度に変化をすることがはっきりしておりませんので、臨時的にというご意向かもしれませんが、現状では多少難しい面があるのではないかなと。これが恒久制度の中でいきますと、先ほども町長から言われましたように、国民健康保険制度のように、これが町民の多くの皆様のご理解をいただきながら財政支援することが妥当だとするようなものがまたあれば、そういったこともあり得るかなと。ただ、前段申し上げましたように、この制度が近々大きく変化するという見通しの中でありますので、現状の中でとりあえずは努力していきたいというふうに考えています。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この議論には、この場での議論には限界があると思いますので、次に移りたいと思います。

私の総括質疑の締めくくりとして、学力テストの問題を質問したいというふうに思います。文部科学省は、昨年、もう暮れもぎりぎりに押し迫った12月28日に2010年度における全国学力・学習状況調査の実施要領を公表しました。そして、各都道府県教育委員会に通知したのは、ご承知のとおりだと思います。その内容の特徴、最大の特徴は、今まで3年間やってきた悉皆調査、すべての学校でこの調査を行うという悉皆調査を30%程度の抽出調査に切りかえたことなのです。これは、今までのやってきた反省も十分あったし、国民の声もあったのでないかというふうに思うのですが、この抽出調査にした意味をどういうふうにとらえているのか、まず伺いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

これにつきましては、今の現政権では刷新会議の中で効果的、効率的な面ではあえて悉皆にするよりも抽出でいいのでないかということの意味合いでやってきたのでないかというふうに私は理解しております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そのとおりなのです。抽出で十分必要な資料を得られると、大丈夫だと、その率が30%なのか、札幌で言う7%なのか、その数字は別として、そういうことなのです。

次に、具体的に伺っていきたいのですが、今回道はこの今回のやつは抽出調査で手を挙げさせたわけですね。ほかに希望があればやってもいいよと。ただし、国の予算ではやりませんよと。どこでやるのかといたら、各都道府県の自治体はその予算を計上するというところで、北海道は9,617万3,000円の予算でこの学力テストを行う、この予算を構えて手を挙げるとは挙げなさいというふうに言ったわけなのです。ところが、ここに道通といって、僕らは道通、道通といって北海道通信社というのがあって、教育問題取り上げているところなのですが、ここにはことし1月7日には採点、集計、分析とかかわる予算措置について検討している由を申し添えた通知を市町村教育委員会教育長あてに出したと、出したのです。そし

て、全道の市町村教育委員会に希望利用の活用を働きかけてきた。国では、抽出で大丈夫だよと、間に合うよと言っているのに、道としては全道の市町村教育委員会にやれよということを活用を働きかけてきたと。通知後、希望利用に手を挙げる市町村がふえているなんていうもんでないです。ほとんど札幌を除いてすべてと言っていいほどの学校が、これ後でまた質問しますけども、学力調査をしたいということになったのです。先ほど教育長が言われた抽出で事足りると、この種の学力調査は。ということと、結局北海道は札幌を除いてまた悉皆調査というスタイルになったと、この辺の矛盾といいますか、これはどういうふうに考えていますか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

確かに傾向はそれでわかるわけでありまして、我々の考えているのは、今個々の子供に応じたきめ細やかな指導をしていかなきゃならないということを考えますと、抽出ではなかなかできないし、過去3カ年もそうやってきて実際に指導効果も上がってきていると、課題が発見されて。そういった意味からも、ぜひ今回道で調査費用等を負担するというで、そういった意味では学力向上改善に役立てるチャンスであろうなということで、そういう意味で今回希望をしたということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは、明らかに矛盾ですよ。矛盾というのは、教育長の言っていることが矛盾ということじゃなくて、文部科学省が抽出で足りるということを行っているのに、北海道は悉皆調査になっているということの矛盾があるのです。それは、これ以上言いませんけれども、私びっくりしたのは、この9,617万円予算をつけてやる事業名は緊急雇用創出推進事業、この事業名でこれやると言っているのです。だれが採点、分析するのですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 直接道のほうに確認したわけじゃないのですが、話によりますと、そういう業者に委託して調査、採点等をやるというふうのうちの方は伺っています。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それ以外わかっていないのです。どこの業者、つまり子供たちが行ったテストの採点、評価、分析を依頼するわけですから、そこが信頼できる場所でなきゃいけないわけですよ。それについては、そういう心配はしていませんか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

これにつきましては、当然道教委と町村の教育委員会と契約というか、受託関係の契約結ぶということになりますし、当然従前から、ましてや都道府県の教育委員会が行うということで信頼できないということにはなり得ないし、過去にもそういうことは我々としてはないというふうに理解しておりますので、全面的に信用しながら対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 僕は、それはやっぱりちょっと違うかなというふうには思うのですが、これ以上その問題については触れませんが、一番問題にしたいのは今回の学力調査のやり方なのですが、抽出から漏れた学校の調査希望は可能とする方針でももちろん文部科学省は出したわけですが、結果、希望の押しつけ的な要素はなかったのかどうか、これ伺いたいというふうに思うのです。予算化までしているわけですね。北海道通信にあるように、活用を働きかけると、文部科学省はああいうこと言っているけど、この予算化しているわけですから、だから全校が来ても大丈夫だよと、札幌市の場合は政令指定都市だから、また別予算になると思うのですが。それで、そういう点では事実上標茶町の教育委員会が学校の気持ちを聞くのじゃなくて、やりましょうというふうに学校に対する押しつけ的な調査の方法になっていなかったのかどうか、その点の経緯をちょっと教えてください。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

押しつけじゃなくて、これはあくまでも道教委というか、局のほうからこういうことということで、我々のほうとしては新たに、文科省は確かに調査用紙はただで配りますよという話はあったのですが、それに伴いまして採点だとか分析だとか、そういった経費が当然かかってきますから、そういったものがきちっと保障されるのであれば、我々としては先ほど話したように、せっかく今までもやってきていますし、これからも細やかな指導改善に役立てることができる、教科は確かに2つしかないですが、部分的に役立てることもありますし、それと学習状況調査といいますか、生活習慣も含めてかなりそういった意味では保護者等の意識も改善されてきていまして、協力体制も出てきているということもありますので、今回もそういった意味での活用したいなということで希望したということでもあります。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これは、学校の中で学力調査をすることになったということを経験が聞いたら、校長が教育委員会で決めたことだからということと答えたということなのです。結局は、道は予算づけをする、そして抽出だといいながら、結局はすべての学校がするように仕向けると。つまり教育行政が本来学校の教育計画なり、カリキュラムなり、こういったものは学校が決めてしかるべきなのに、そういうふうに法律でもなっていますが、けど事これに関しては教育委員会が行政としてやるようにしてきたというふうに私は思うのです。それは、議論しても仕方ないことなのかと思うのですけれども、やっぱりそれは反省点ではないかなというふうに私思います。先ほども言いましたように、国が学力の傾向を見るために今回の調査を行うので、抽出で十分把握できるのではないのかと、それは教育長もそういうふうに押さえていたわけですね。それで、私はなぜこの問題をいつも取り上げるかといったら、全国一斉学力調査というのは今までもあったように多分に競争的な教育を一層強めることになる。学校によっては、問題を予想しながら、過去の問題の反復練習の押しつけをがんがんやって自分とこの点数を上げようとするというようなマイナス的な状況も

見られているのです。だから、私はこの問題を本当に憂慮しているわけなのですけれども。

そこで、最後の質問になるのですが、私は学力の調査というのは今教育長おっしゃったように、家庭での親が変わるとか、親の見方も変わるとか、変化もあったと言うけども、そんなことはこういうスタイルでの学力調査をやなくなつたって、地域地域で教育環境違うわけですから、そこで先生方が責任持ってやれば十分できることだし、さっき言った朝飯食うとか、何だかかんだという話はもう50年以上も前からそんなことは言われてきていることであって、学力調査の成果ではないというふうに思うのです。昔からよく教科書を教えるのではなくて教科書で教えると、つまり授業を創造的に展開することが地域の教育にとって必要なのだと。だから、地域に根差した教育をつくるためには、教えた先生方が、教えた学校がその結果がどう出たかというのをみずからテストをつくったり、みずから採点し、分析するところからということでは十分ではないのかと。そうすることこそ必要なのではないかと。そうしてこそ本当に学力の向上、生活態度の向上が望まれるのではないかとというふうに私は思うのですけれども、最後にその点だけ見解を聞きたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

委員のおっしゃることもわからんわけじゃないですけども、ただ学力というのは、どこにいてもどこの場所でも一定の学力を保障しなきゃならないということがあるのです。だから、そういう意味で定着度をそれなりに図らんきゃなんないという今回の全国学力・学習状況調査というのがあるわけですけども、ただそれはそれで例えば悉皆じゃなくて抽出でいいですよということになれば、それは傾向はわかるのですよ。ただ、さっきから言っています私の考え方としては、せっかく調査をやってくれるのですから、定着度をきめ細やかにできるようにするために、全員がやれば個々の改善にも役立てることが出来ますから、少しでもそういった改善に役立てるために今回活用しているのだということ逆をこちらからご理解いただければなというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 1つだけ確認したいのですが、今回の学力調査の実施に当たっては、教育委員会が決めて、校長にやりましょうというふうに言って、学校の意向とかというのは全然聞かないで決まったということでは理解してよろしいですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 学校の意向というのも、決定したのは委員会、当然委員会でやりました、そして校長会におきましてこういったことで決めましたので、ご協力いただきますようにということでの話をしたということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 私は、4点ほど質問をしたいのですが、3点目に質問する問題の写真を私が撮っておりますので、これを先に見ていただきたいと思いますが、委員長、いかがですか。町長にこれを見せてもらいたいのですが、いいですか。

○委員長（平川昌昭君） はい、いいですよ。

○委員（後藤 勲君） それでは、まず1点目に、先ほど田中議員からも有害の関係が出ていましたけれども、今度有害については私は自分で撃つ立場としてひとつお願いをしたいと思います。というのは、町もそれなりにシカの駆除については相当力を入れてくれているということで、猟友会の一員としてもありがたく思っているわけですが、また反面大変だなという部分もありますけれども、いずれにしましてもこの1月の中ごろに降った雪が非常に多く、重い雪であって、車が全然走れない状況になっていました。それで、現在も雪が深くて4輪駆動が入っていけないところが非常に多くて、現在は町有林の塘路の湖の縁、阿歴内に抜ける道と、それからコッタロの町有林ですか、あそこぐらいしか入るところがないのです。それで、結果的に今までの有害の段階で入っていく段階には、今回は一業者が塘路の近辺については材を出していたということで除雪ができたから入れたのであって、それが除雪しないと一歩も入れない状況になっていたということなので、またそこを入るとこしかないもんですから、みんながそこに入っていくと。そうすると、業者の人の車の妨げにならないようにということで、行き違いになったときに何百メートルもバックしなきゃならないと。入っていったと思えば、出てこなきゃならん、常に車が来たらそういうような状況ばかり起きて、ほとんどとれない状況にあったわけです。そういうことから考えると、本当にシカをとろうとすれば、我々はほとんど今はもう若い人がいませんから土曜、日曜関係なしに暇があればやっていますけれども、そういうときに入れない状況が起きるわけですよ、とりたくても。ただ、そうなる、私が何を言いたいかというと、まず本当に町がとろうとすれば、除雪費はそれなりにかかることもよくわかっていますけれども、せめて町有林だけでも4輪駆動がこういうふうな大雪があったときには腹が突っかからない程度の除雪、本線だけでもいいですからやってもらえば相当違うのではないかなというふうな感じします。それと、また道有林なり国有林もそれなりにこれから開放していくのかなという感じはしますけれども、これも道なり国なりに町として要望していただければ、まだまだ有害の効果が出るのではないかなというふうに感じしていますので、その辺のところいかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

猟友会の打ち合わせの中でも、今年度試験的に行われたという道有林、道道のですね、冬期間ふだんしないところの除雪によってハンターさんが多く入り込んで駆除頭数がふえたというような報告がされておまして、これからの検討課題の一つではあるのだろうなというふうに考えておりました。ただ、この間猟友会さんとの打ち合わせの中ではそこまで踏み込んだ要望、要請等もなかったもんですから、今回一連の発言の中にはそこまで踏み込むことができなかったということで、そこはご容赦いただきたいと思います。委員ご指摘のとおり

り、特にことしのように雪が多い、あるいは雪質が後から凍るようなことでなかなか入っていけない、道路のすぐそばからじゃないと撃てないという話はハンターの皆さんから聞いておまして、実施隊の運用上ある程度期間的に、あるいは地域的に計画的にやれる部分というのもあるのかなということは感じておりますので、その辺は実際の運用の中で関係課とも協議しながら、今まであいていなかった道路についてあけるかどうかということはいくら検討させてもらいたいというふうに思います。

(「国有林、道有林」の声あり)

○農林課長(牛崎康人君) それから、国有林、道有林の関係なのですが、これにつきましては釧路管内にエゾシカ対策協議会という機関が設置されておりまして、関係するほとんどの機関が一堂に会する会議がございます。21年度は既に開催されておりますけれども、その場において強く要請していきたいというふうに考えております。

○委員長(平川昌昭君) 町長、池田君。

○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

基本的にはただいま課長のほうからお答えしたとおりなのでありますけれども、先ほど田中委員のご質問のときにございましたけれども、やはりその一番の問題が国、道の被害の認識に対する程度がちょっと現状認識が足りなかったということはこの間の私は問題だと思っております。もう十数年来これは国、道に対して私どもは被害実態の深刻さというものを訴えてまいりました。ところが、国に関して言いますと、知床の世界遺産が設定されるまではほとんど国有林に対する被害実態はないという態度をされていたわけです。ところが、知床の世界遺産が登録をされまして、あそこでいわゆるさくで囲うと山がどうなったかということは、もうこれは報道等で非常に皆さんもご存じだと思います。それから後になってようやく国のほうも被害実態というものを認識し始めて、昨年国有林において、道内で3カ所程度だと思っておりますけれども、被害実態をやっております。その中で、それをその結果を踏まえて今後の対策をどうするのかということが国のほうから提示されることになっております。そのことと、先ほど課長申しましたように、シカが結局どんどん賢くなってきて、結局国有林の鳥獣保護区内に逃げると、このことが駆除圧の効果を高めることを阻害している大きな要因だということで、国有林に対する立ち入りといいますか、その許可を私どももずっとお願いをしております。具体的には、年に1回国有林のあります国有林所在の市町村会議というのありまして、これについては毎年参加して私どもも強く主張しておりますし、現在のところ明確な答えはありませんけれども、先ほど言いましたように、国のほうとしてもいわゆる昨年の被害実態の調査を踏まえてこれから先どうしていくのかについては、多分私どもと同一ではないにしてもある程度方向性というものは共通できるものでないのか、そのように考えております。それと同じように、道有林に対しても同じように私どもとしては申し入れをしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長(平川昌昭君) 後藤君。

○委員(後藤 勲君) そういう方向で進めていっていただくことは、非常にありがたいこ

とだなと思っています。また、今回もそのことに対して一步前進したのですけども、3月まで狩猟期間が延びたということで我々も大分とれるのかなということだったのですけど、いかにせんきょうの今までそこしか入れないと。だから、シカというのは、時期が来ると当然釧路湿原にほとんどが入ってしまうので、今時期はまずほとんどこの辺にはいないだろうと思います。それで、やはり釧路湿原に近い町有林近辺にどうしても12月から1月にかけて入ってしまうということになってしまうので、そちらのほうにばかり目がいってしまうということなので、パイロットファームや何かについては、あちらにいるシカは全部厚岸の海岸のほうに行ってしまうので、あやめヶ原のほうですか、あちらのほうに行ってしまうので、ほとんどそっちへ行けばいいわけなのですけれども、ただ国道からは撃てないと。道路敷地から当然外れたところからしか撃てないと。そして、車からおりて構えたときにシカはいなくなってしまうと。そして、今どこにも携帯電話がありますから、素人の方があそこで鉄砲撃った、ここで撃ったとって警察に通報されてから、そうすると1日ペアになってしまうと、そういうような現象が起きているわけなので、どうしても釧路湿原近辺がとりやすい場所にはなってきたので、また今とることによって、5月の初めに当然子を産むわけですから、今はほとんどのメスが子を持っているわけです。ということは、今とることによって2頭とれると、現実的にはそうなるわけなので、そうすると相当な被害が減るだろうというふうに我々も考えていますので、ぜひとも町有林が本線だけでもあけていただけるような、猟友会と連絡をとりながら、今回だけは何とかあけてくれと、せめてきれいでもなくてもいいから、4輪駆動が入れる程度でいいですからというようなことで連絡を密にしながら協力していただければなというふうに考えていますので。

○委員長（平川昌昭君） 後藤委員、答弁要りますか。

○委員（後藤 勲君） はい。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には、課長のほうからずっと説明をしておりますけども、現状の問題として駆除頭数、駆除圧を上げなければ農業の基盤も揺るがしかねないということをどうやってみんなでも軽減させていくかということで今回提案させていただいております。したがって、いろんな問題が当然出てくるのは私どもも想定をしておりますし、多分想定していない問題も出てくると思います。それは、やはり地域一丸となって解決する方法しかないのかなと私どもは考えております。委員もご承知のように、結局銃刀法という非常に重たい法律がありますし、結局銃の管理に関しましては特に、何年前でしたっけ、佐世保のライフルの乱射事件以降非常に法律が強化されております。したがって、銃刀の管理に関しては、狩猟に関しては非常に法律的に規制が厳しくなってくる、これはもうどうしようもない、いたし方がないわけでありまして。そのことと、結局狩猟できるのがいわゆる狩猟免許を持った方しかできない。それは、いわゆる狩猟人口というのは減っているし、高齢化が進んでいる、このギャップと結局シカがいわゆる爆発的にふえているということはどうやって負担軽減を図って

いくのかということが現状の問題であります。したがって、私どもはやはり鳥獣保護法であるとか狩猟法、銃刀法等々の法律の規制というものをこのままでいいのかということは提案をしております。先ほども言いましたように、やはり日没から日の出まで撃てないとか、例えば鳥獣保護区の問題であるとか、狩猟期間の問題等々含めて、ただ法律で規制されているわけですから、それを一方的にどうこうという話にもなりませんので、そこら辺については国民世論のご理解をいただきながら基幹産業である農業の被害軽減をどうやって図っていくのか、そこら辺については実際に狩猟に従事されている猟友会の皆さん方、それから農家経営の方々、それから一般の町民の皆さん方等々のご意見を承りながら、可能な方法、少しでも駆除圧が高められる方法をみんなで模索してまいりたい、そういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

それで、次に入りたいと思いますけども、これは教育委員会なのか、ちょっとわかんないですけど、先日釧路市で給食費の口座振替を全面的に導入するというので始まったらしいんですけども、標茶についてはどういうふうになっているのですか、ちょっと私は子供いないので、わからないので、この辺についてちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 給食費については、振替口座、あるいは学校に納付、それぞれ選択の方法も含めてございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 全員がそういう形になっているということですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） それぞれ学校ごとに違います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ちょっと初めわかんなかったもんですから、あれなんですけど、学校ごとということは標茶町はすべてそういうふうになっているということではないということですね。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校給食費は、私会計でございまして、それぞれ保護者が給食費を出して材料の購入をして、その給食費で賄うというシステムでございまして。あと維持管理、あるいは人件費等は町の公的負担ということで今進めているわけでございます。それで、給食費をどう集めるかということなのですが、各学校ごとに保護者が学校長のほうに一度集めまして、学校長から学校給食センターのほうに納入されるという方式ですので、各学校長にそれぞれお支払いする学校の集め方が学校長の振替口座のところに納入する方も、方式もありますし、あるいは選択制なので、学校によっては学校に現金を持ってくるということも方策としてはしている学校

もでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、今までもそういう事故はなかったのだろうと推測しますけれども、未納というような形だとか、そういう問題については教育委員会としては全然把握をしていないということですか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校運営委員会がございまして、その中で給食費のそれぞれ年間の食数、それから会計上でどれだけの食数に見合う食材の納入の金額、それぞれ計算をしながら給食費を1食幾らとすることで決めてございます。現在は小学校205円の中学校240円ということで決めておりますが、給食の材料をどう賄うかというのはそれぞれ保護者に説明しながら各学校ごとに集めているといたしますか、納入されて、その中で未納が発生するという事は往々にしてこれまでもあったのですが、ここ2年ほど未納はございません。納入に当たっては、学校のほうから各保護者にそれぞれ納期内納入ということでご理解いただきながら、経営上でどう影響するかということもご理解いただきながら、なるべく滞納のあった場合については分納方式をとっていただくというような方式で進めてございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

それでは、3つ目に入りますけれども、先ほどちょっと写真見ていただいたと思いますけれども、皆様方もご存じのように、今回のまた雪でもって非常に危険な場所ということで、店でいえば石川十字堂のこの丁字路といたしますか、あそこについてですけども、写真のように非常に雨が降ると水がたまると、ある程度しばれるとアイスバーンになると、開運橋側から来る車が滑って十字堂の店のほうに入ってくると。非常に危険だということで私も大分公安委員会のほう行って、どうしてこんな道路をつけたのだということで大分食い下がったのですけども、これは去年、おとしの段階で、やはり歩行者を守るということが原則で、どうしても直角につけるような状況にならざるを得ないということで、車が結果的にはあそこで減速をして回るということが原則だと、そのために歩行者が守られると。車にしてみれば、何であそこもう少しすんなり回っていけないのかということでいろいろやったのですけども、いずれにしてもそれはそれとして、今回もまた雨降って、雪降って、氷になってということで写真のような状況が起きているということがわかりますので、あそこの構造上に非常に問題があるだろうというふうに考えておりますので、この辺について土木現業所と協議をしてもう少し水がたまらないような方法、安全な方法ということを考えていただけるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

写真見せていただきました。駅前中央通の改修につきましては、開運橋のかけかえに引き

続きまして、駅前交差点までの計画区間として道路管理者の北海道が事業主体となって現在実施されているところでございます。この写真見せていただきますと、今委員ご指摘のいわゆる町道、通称斜線と言われております町道との交差点部分の水たまりの部分でございますが、これにつきましてはこの工事説明会に当たって完成後の工事説明会のときにも私どものほうにも実は水がたまる状況があるということをお聞きしておりまして、最初の完成した年に土現さんのほうでも段階的な施工方法ということで薄い舗装をかぶせて対応を図ったというふうに理解しております。その後除雪との関係もございまして、いわゆる交差点の町道の除雪車と道道の除雪車のちょうど境目の部分になりますことから、道道さんのほうとも連携することが非常に大切だということは承知しておりますので、北海道さんのほうにはやはり段階的な施工で水のたまらない状況を、まず現状を見ていただくということは今後必要かなと思っています。それから、除雪に関しましては、道道さんのほうとの連携がとれるような努力をしていきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） いずれにしろ、あそこについては町と土現とのちょうど両方境目という形の中でどうしてもああいう状態が起きるのかなということで、私も何度か土現には電話をかけてあその水たまりだめでないかということで、そして標茶に委託されている業者がすぐ来て水を排除したという経過もありますので、この辺については今課長が言われたように連絡を密にし、町民から言われる前にできるだけそういう形の中でやるほうがまだいいのかなというふうに考えていますので、よろしく願いをしたいと。

それと、これはあくまでも土現の昨年、おとしですか、おととしの駅前の歩道の問題なのですけれども、あれ見えていますと、できたときから歩道の真ん中が少し高いなど、何だろうという形で見えていたのですけれども、ほかの方々が見るとしぼれ上がったのでないかというふうには考えられますけれども、あれは決してしぼれ上がったのでなくて、敷いてあるブロックの下の砂が高いのです、初めから。だから、通常の夏でも雨降っていると水が店のほうに入ってくると、こういう状況を何回も私も聞かされていまして、この問題については土現のほうに改善を要求するよう、町のほうからもお願いをできないかということなのです。ひとつよろしく願います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 土現さんのほうには、私ども街路事業ということもありまして、窓口には町としてはなあって、建設課のほうでなっております。ご指摘の部分につきましては、工事前の事前の説明等がどうだったのかなということもございしますが、いずれにいたしましても土現さんのほうには現状の調査をまずしていただいて、ここの説明等についてもお願いしていくことは可能かなとは思っています。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それでは、次に移ります。

19年の9月の定例議会で私がこの役場前の駐車場の問題についてお願いをしたのですけ

れども、その後どうなっているのかということで、都市計画審議委員会等に付託するような話も聞こえていましたけども、この件については一応どうなっているのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 役場前憩の広場のご質問でございますので、お答えいたします。

審議会で、平成20年度の8月に行われました第1回、それから12月の第2回、21年度の6月に行われました3回の審議会で意見の聞き取りをお願いいたしました。主な意見といたしましては、いわゆる公園の一部、半分、一部駐車場というお話がありましたけども、記念公園であること、寄附を受けているものも中にあるということも踏まえて、改修は慎重に考えたほうがよろしいのではなかろうかというご意見、それから公園の利用促進が前提で、駐車場を前提で物を考えるべきではないのではなかろうかというご意見もありました。それから、ただ現状でなかなか現実的には人が集まりづらいなというようなご意見も出されました。それから、落葉樹以外での植樹も検討されてはいかかかというご意見、それから庁舎側、いわゆる公園側ではなくて道路を挟んで役場の施設側で、役場庁舎側の植ます等の検討によって一時停車できるようなスペースの検討も今後考えられないのかというようなご意見が出されたところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それなりの委員会の報告を今受けたわけですがけれども、その中で駐車場にするというような意見というのはそんなになかったということなのですか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 駐車場の数を多くするというご意見は、その前にいわゆる町のほうで対応していた北側の駐車場を広げたというような、一般スペースを広げたということも情報が入っていたかと思っておりますので、駐車場を広げるというご意見は特に多くはありませんでした。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） この前にそれなりの駐車場を広げていただいたことはよくわかっているのですが、ただ町に来る方々がほとんどこの裏から出入りしているような状況が標茶の場合は続いていると。まして体の悪い方、身体障害者の方々が入ってきて庁舎前に車を置くスペースもないと、こんなような問題がいろいろ聞かされてくるのです。考え方によっては、この前が何も道路をつくらなくても駐車場でもいいのではないかというような極端な意見もありますけれども、この辺について今回行政施行125周年事業の中でタイムカプセルを掘るような話も聞いていますけども、この話はあるのですか、正直なところ。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） ただ、125周年で、行政施行100年のときに埋めたタイムカプセルのことだと思いますけども、その予定については現在のところございません。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、いつ掘るかわかりませんが、いずれにしろそれがあるから支障にもなるということも言えるかもしれませんが、ただ、今障害者の方々が出入りする場所がないということで、今言ったように、前のほうをもう少し駐車場を広げると、植栽が植わっている部分ですか、あの辺のところも多少開放して車が出入りできるような方法というのは考えられないのか、町長、ちょっとお伺いしたいのですが、いかがですか。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には、ただいま課長のほうから申しあげましたように、都市計画審議会の中でご議論いただいた中では、駐車場が足りないから広げるというご意見はほとんどございません、私もほとんど参加しておりましたので。ただ、先ほど課長のほうからも言いましたように、庁舎の前のほうに一時的に車をとめるスペース等については考えられないかということで、これについては検討を指示しておりますけれども、交通安全上の問題等々もございまして、なかなかいろんな規制等があつて、なかなか結論に至っていないというのが実態でございます。したがって、今後とも庁舎の利用者の方の利便性というのは、当然私どもも考えていかなければいけませんので、そこら辺についてどういった方法が可能かについては検討を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） これ19年の9月の話ですけど、検討を続けていますとかという、そういう逆に言うとどっちでとれるかわからないような返事というのは困るので、この委員会そのものがどういうような方向で出すのかということをもう少しはつきり表に出していたけるような方法ってないでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほども申しましたように、私どもの行政の組み立ての基本的な形というのは、当然ご理解をいただきたいと思います。委員が再度こういったご質問があったということについては、私どもについても重く受けとめたいと思いますけれども、都市計画審議会の中の委員の皆様方のご意見としてそういった形だったということもぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 話はわかりました。いずれにしろ、町民がそういうような目で見ているということなので、ことし町長も選挙ですから、ひとつその辺も含めて町民のほうに耳を傾けていただければと思いますので、以上で終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） （発言席） 1点だけについてお伺いします。

昨日デジタル波中継所建設についてお伺いしましたけれども、これが建設されますと、本

町市街地の約650戸がデジタル波受信をできるようになるということをございましたけれども、そのほかにデジタル受信ができない地域というのはどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

これまで総合通信局のほうで難視聴地区の調査を行っていますが、今現段階では標茶市街を除いて13地区で難視聴があるということが報告を受けているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 13地区ということをございますけれども、それが例えば戸数の多いところ、少ないところ、いろいろとあると思うのですが、来年の7月にはアナログ放送が終了するというような予定になっていますけれども、その13地域の受信できないようなところのその解決策と申しますか、そういうものはどのようなことが考えられますか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

1つは、高性能のアンテナにするということもありましょうし、それからアンテナを高くするという部分もあります。それから、共聴アンテナを高台につけるという方法等々がありますが、これにつきましては委員先ほどご指摘のように地区によっては1世帯とか2世帯、3世帯、そのぐらいの世帯があります。その中でいかに低廉な方法で、そして視聴できるような形をどうするかということを手法も含めて総合通信局のほうと協議をさせていただいているという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） それにかかわる費用と申しますか、そういうものについては当然国のほうで負担をするという形になりますか。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

現在のとこ国の補助制度等がございまして、本町で今市街地区で行います部分につきましても3分の2の補助というような形になっていまして、それぞれ補助制度が個別の部分でも構築されつつあるという内容と今なっているように伺っております。

○委員（越善 徹君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後0時59分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君）（発言席） 内容審議の中では触れることがありませんでしたが、すべての款、目あるときに2点ほど質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目は、自治会振興補助金の中の街灯等についての補助金についてお伺いしたいというふうに思います。結論から申し上げれば、現在もかなりの補助率なのですけれども、もう少し補助率が上げられないかと。それは、当然住民の負担の軽減が図られることなので、どうかというようなことをございます。ワット数に応じて150ワット以上の場合80%、それ以下の場合70%というふうに、かなり負担率、町の補助率は高いというふうに私も今まで思っていたところなのですけれども、何でもこういう質疑をするかという部分の理由につきましては、だんだんと高齢になってきたということが1つと。それから、それについてのかかわりは当然あるのですが、だんだんと高齢になってきて、ほかのほうに移住して町内会総体の人数が減ってきたと、そういう点では当たり前の話ですけれども、当然全体の町内会の比率という部分が上がってくると。それから、3点目につきましては、かねてどなたか質疑していたことがあるというふうに私は記憶しているのですけれども、道路管理者と言っているのですか、道路をつくったときの主体となったところ、いわゆる町であれば町、それから道であれば道、国であれば国という部分で、街灯を設置したところについてはそれから除かれているというような部分がありまして、当然ながら自分たちで設置した本数が多いところはより負担をしなきゃならない、そんなような部分がありますので、そういうふうな検討はいかがかということをございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

街路灯の電灯に対する電気料の補助の件だというふうにお伺いしますが、この制度自体は始まりをちょっとひもときますと、昭和46年になります。当時街路灯補助金交付制度というものがありまして、3分の2補助からスタートしているというところであります。平成50年に変更になりまして、70%以内というふうになりまして、現行の制度につきましては平成2年にすべての制度を自治会振興補助金に統合したというところをございます。それで、当時のワット数を見ますと、40ワットとか60ワットが非常に多くて、やはり防犯上を含めて各地域でみずから立ち上がって整備をしていこうという動きがあったというふうに拝察しているところであります。それに対して町がどのような支援をできるかというのがあって、今日を迎えているというふうに思っているところをございます。現状の150ワット未満が70%、150ワット以上が80%というのは、途中でやはり負担がワット数が多いほう、明るいのを望んで皆さん整備されたと思うのですけど、その分ワット数の高い分高いということで、その均平化を図るためにこの差がついたものではないかなというふうに思っているところであります。

その中で、今お尋ねの今後集落の変更によって負担が多くなるのじゃないかということで、補助率の上昇を検討できないかというお話をございました。ただ、委員お尋ねのとおり、

この補助率についてはかなり他の制度と比べても高度だというのが1つあります。それと、もう一つは、先般経済危機対策の部分でエコ電灯にかえたというのがありますし、それにあわせて残りの部分につきましても自治会振興補助金の中でかえていったと。それで、大多数がもうエコ電灯にかわっております。この中でエコ電灯につきましては60ワットの部分でありますので、今電気料につきましては100ワットで350円弱、それに50ワットをプラスしますと173円強というのがプラスされることとなりますけれども、現状この60ワットにかわりましたので、その段階100ワットにいかない、240円台というふうに下がっておりますので、これまでの部分とはかなり大きな変化があるというふうに思っているところであります。その点、負担という部分では、この設置によって軽減されたというふうに私どもは考えているところであります。また、時代の背景でいきますと、やはりこれは私どもの町で協働のまちづくりというのをうたっておりますけれども、昭和46年の段階でこの面を見ましてもそういう動きがあったと。ですから、そういう部分ではそれぞれの任務分担という部分では、軽減措置も図られていますので、その任務を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、その辺をご理解を賜りたいというふうに存じます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今ご答弁いただいた中でワット数の部分の話があったのですが、今回エコ電球にかわったと、ちょっと後ほどまたその料金体系についてお伺いしたいと思うのですが、とりあえず今そのワット数の部分で水銀灯のときも150を超えるとかという部分がなかったような気がしますし、今ご答弁いただいたとおり、現状でもエコ電球にかわった場合でも60だと。そういう部分のワット数に対する基準の見直しというのも必要でないのかと思うのですが、まずその点についてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

過去の経過を見ますと、やはりその当時設置されていた電灯のワット数をもとに今日的な制度設計がされているというふうに思っているところであります。ただ、今お尋ねのように、現状こういう形でまた大きな変化が起きておりますので、先般お話いたしました協働のまちづくりという観点の精神は維持しながらも、これらの制度については現状において何が一番ベストなのかということについては、これに限らず、すべての制度について検証すべきものだというふうには考えているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 料金の部分でいきますと、確かにエコにかわった分下がっている、実は私9月ごろに担当のところ行かまして、どうだろうと聞いたら、いや、エコにかわったばかりで、まだ料金が出てきていないのでというようなことがありまして、今回ちょっとこの中にも町内会の役員されている方がいらっしゃるのですが、うちのほうの例でひとつお話しさせていただければ、大体100万円ぐらい総体でかかりまして、その70とすれば、30万

円町内会で持っているということになります。今回9月から、町のおかげで9月からエコにかわって料金が安くなって。月当たり8万円から9万円ぐらいのが6万円程度にとということで、その分下がってはきたのですが、ただそれを積算しても6万幾らであっても約70万円になってくると。そうすると、やっぱりその7割というと、20万円近く負担しなきゃならないというような、確かにエコになってどんと減るとは予想していなかったのですが、さほどパーセンテージの部分でいくとそんなに、下がれば当然パーセンテージ下げても下がりますので、下がる数字が少ないので、その差というのは少ないというのです。そんなふうには実は思って、当然きょうエコにかえたからという部分があるだろうなというふうには思ったのですが、そんなふうには自分は思うところなので、それと今協働のまちづくりという部分の、それはアップされても損なわれないのではないのかなというような部分で私は思っていますし、先ほど言った3つの理由の何が一番かという部分ちょっとおいておいても、最後の部分で言った設置者の関係によってそれぞれの町内会の負担率が違うという部分は、やはり再考といたしますか、考えていただけないものかなというふうには思うのですが、それについてまたお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、経過等については先ほど企画財政課長が説明したとおりであります。ただ、これは標茶に限ったことではありませんけども、道内でも昭和40年前後から各地域会が町内会の女性や子供さんたちの防犯上の問題で各場所にそれぞれ防犯灯を整備するというので、当初はいずれも町内会の経費で賄ってきたという経過がございます。それに対して、先ほど言いましたように、本町では昭和46年に助成制度を設けたと。当時、標茶町社会福祉協議会が全道社協の中で多分意見提案したのではなかったなと思いますけども、この防犯灯に対する自治体の、あるいは公費の補助をすべきじゃないかというようなことがあって、どちらかという、スタートはコミュニティーが基本でありまして、そのときの補助率のあり方としては80%という議論が境目としてあったように記憶をしております。その点からしますと、先ほどの説明にもありましたように、150以上の話でありますけども、80になって、あるいはそれ以下の部分が多いと70になっているということで、このいわゆる補助率が適正なのか適正でないのかということになりますけども、たまたま今年度経済対策でエコ電灯に切りかえすることを奨励をしました結果、各町内会ではそれなりにこの防犯灯の設置場所等々については再検討されたようであります。基本的には、先ほど委員からご指摘ありましたように、町内会のコミュニティーの構造が変化しておりますから、それに伴ってどう変化するかということのもコミュニティーの本来の自発的な活動ではないかなと思ってございます。その結果、エコ電灯としての料金が下がることも含めて、負担のあり方としていかにあるべきかということについて言えば、これは当然再度議論になるかもしれません。ただ、正直言いまして、近隣の町村とぜひ比べていただきたいのですが、本町の防犯灯の設置数は多分管内ではトップクラスではないかなと思っています。それだけ防犯に意を配しながら、住民の皆さんが負担をしながらでもそれだけのいわゆる灯

数が必要だという、いわゆる自己決定のもとに今日まできているという状況が基本的な形ではないかなと思います。そういった面では、また4月の6日に町内会、地域会の会長さんの会議がございます。そういったところでの議論も含めて、今後必要があれば、検討すべき課題かなというふうに思っております。いずれにしても、そういう経過がございますので、経過を大事にしながら、町の側がどうせい、こうせいという話ではなくて、コミュニティーの皆さんの本当のそういう自発的な努力によってどのようなあり方が一番正しいかという部分について落すべきではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） それなりに理解をしながら、また検討していただきたいなと思っております。自分自身も今ごろになってというような部分がありまして、気がつかないなんていうことも当然あるのですが、新聞等で自治会になかなか加入しないというようなことを新聞で見たりしまして、そういうような事柄から先ほど最初に言いましたように高齢になってきた、当然総体の戸数が減ってきた、そういうことで私がかねて町内会長やっているときにある人から手紙いただきまして、町内会やめたいと、町内会の会費何に使われているのだと、そして私、社協だ、消防だ、講演会だ、街灯だというふうに文書に書いてお渡しした経緯があるのですが、よりそういう高齢者、単身者がふえていくと、その中に占める電気料というのは、月にすれば百数十円なかなと思います。たかが100円、されど100円というような議論になってくると思いますので、ぜひまた検討していただきたいなというふうに思っております。

次につきまして質疑移らせていただきます。公営住宅等における犬とか猫の飼育というのは、どうなっているのかなということをお伺いしたいのですが、条例上では入居者は周辺環境を乱し、また他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないという1項があるところなのですが、現状としてどうなのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 今町営住宅の管理条例の第21条からの条文、実質的には22条ですけれども、飼育状況ということでは、これは的確には把握はしていません。ただ、いろんな形の中で当然苦情等もございますので、そういったような形の中でペットを飼われているという事実は実態としてはございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 端的に言って禁止という、飼ってはならないということにはなっていないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） ご指摘のとおりで、ペットを飼ってはいけないというような条文はございません。基本的には、私どもの公営住宅の管理条例につきましては、委員ご承知のとおり、公営住宅法に基づく、いわゆる管理の標準条例をもとにして、どこの自治体もそうなのですけれども、つくってございます。その精神といいますか、公営住宅法の精神からい

いますと、今まさに委員おっしゃっているとおり、他人に迷惑をかけない、例えばどういうことかという、ペットに限って言うと、当然その鳴き声ですとか、ふんですとか、いろんな形の中で迷惑をかける可能性が高いということで、直接的には触れていませんけども、その法の精神と申しますか、そういった部分では未然にそういうトラブルを防ぐということなことを前提としているということがあるかというふうに思っています。また、具体的には、本町の取り扱いですけども、新規に公営住宅を申し込みされて、選考委員会等で決定はなっていくという段階で、当然入居の手続をされていくわけですけども、その入居の段階で、決定に至った段階で私どもで入居の心得ということで、いわゆる施設の利用の仕方ですとか、機器の利用の仕方、あるいは今言ったような他人に対する迷惑行為をかけないとかということに、私どもの本町としては具体的にペットの飼養、犬、猫、あるいは鶏等の飼養を基本的には禁じているということなのです。ただ、それは先ほど言ったとおり、その法の精神だったり、私どもの条例の精神が背景にあつての形で、具体的にはその法を根拠として飼ってはいけないというものは現状ではございません。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今、極端に言えばというような話になろうかというふうに思うのですが、公営住宅法の精神にのっとればというようなご答弁をいただきましたけれども、現実として私も苦情を聞きましたし、多分多くあるのだろうなというふうに思うのです。迷惑をかけなければということなのですが、現実にあつた場合、現実にあると思うのです。例えばごみの焼却を不法というか、されていて、なかなか隣近所だから言えないというのと似ているケースだというふうに思うのですが、実際にそういう場合にどのように対処されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 委員ご指摘のとおり、年間数件の苦情がございます。基本的には、やはり先ほど言った鳴き声等による騒音、それからやはりふん等のそういった衛生面の部分の心配、そういったことで来ています。それで、いろんな方がおられまして、やはり純粋に犬あるいは猫が嫌いだという方もいますし、今言ったような迷惑がかかっているという状況があります。基本的には、私どもそれぞれの団地に管理人さんも置いてございますから、当然入居者の方々にも申しているわけですけども、基本的には大家としての責務として当然そういったことの問題を解消していくというのが私どもの責務でございますので、直接的にいろんなお話があつた場合については、そのお宅のほうに訪問させていただきまして、基本のお話をさせてもらって、ペットの飼育についてはご遠慮いただくということをお願いしています。ただ、いろんな背景として、これは一々説明するまでもなく、空前のペットブームという中で純粋にペットが好きだという方もいますし、先ほど委員別な質問で高齢化が進んでいるということで、寂しさを紛らわすために飼っている方もおられる、あるいはアニマルセラピーという言葉に代表されるとおり、動物にいやしを求めるという方もおられます。なかなか私どもとしても、基本的には先ほど言ったとおり、スタンス的にはやっぱりそうい

ったトラブルを未然に防ぐという意味では飼養の禁止というのはお願いしているわけですが、現実的に動物の愛護の精神であったり、あるいは今言ったようないろんな諸事情の中で首に縄をつけて引きずり回すというようなことにもなりませんから、大変実は悩ましい問題でもあり、問題解決の糸口がなかなか見出せない状況にあると。とにかくやはり苦情を申し上げてくる住人の方に対しては、再三再四私ども誠意を尽くして協力を求める、その姿勢をその苦情を申し上げてくる方々にお示しをして、やはり私どもの誠意も一定程度認めていただくというようなことで対応しています。

これは、ちょっと話ずれますけども、基本的にはやはりマンション、あるいはこういう公営住宅の中でのこのペットの問題というのがやっぱり社会化問題というか、社会現象としてなっています。この問題については、私ども理事者のほうからもこの問題について具体的に解決策はないのかという指示はことしもいただきましたし、昨年もいただいています。そういった意味では、理事者もそういう問題が存在しているということは承知していますので、それらについて一応私どもの担当課の、私個人のまだ発想かもしれませんが、考えてございますのは、本当に禁止することでもいいのかどうかというところはやっぱり考えなきゃいけないのかな。あるいは、何かペナルティーという言葉で表現するとちょっと乱暴なことにはなろうかと思えますけども、飼うことを許可することによってより厳格に住宅の管理に関するペナルティーを科す、あるいは使用料金等に差をつける、いろんな方法があるかと思えますけども、それも含めてやはりいろいろと、まるっきり禁止をしていくのか、あるいは一定程度認めるのかという部分では大変苦慮するところですけども、たまたまこれ全国的に私目にした記事で、数年前ですけども、東京都のやはり立川市でそういった公営住宅内の問題が起きて、一応3年程度をめどに試行期間でどのような問題が起きるのかということで検証していたようです。しかしながら、実際にその3年経過した段階で、当然入居者の異動がなければ、何を検証するかというのは難しいということで、さらにまた5年延長したということで、そういった意味ではいろんな全国の各町村が抱えている問題でございますので、そういったような他自治体の取り組み状況等を注意深く情報を収集しながら、やはり標茶町にとってどういう方法がいいのか、入居者全体の方々のそういったバランスをどうとっていくのかというのは、まさに今後まだまだ悩みながら問題解決の糸口を探っていくという状況でございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今禁止をされているところの一例の話も出ましたけども、私も極端にどうという考え方は持っていないのですが、ちょうどちょっと今回こういうことでファイルあったので、調べましたところ、そんなに古くなくて、昨年とか一昨年ですね、夕張市で3年、禁止ということで3年間猶予を持って、その後の3年たったときにどうだということで、2回立てて新聞で報道されていたのですが、いつまでもどうするかという試行錯誤していてもなかなか解決されないわけで、困っている方というものをいかに解決するかということになってくるだろうというふうに思うのです。

それで、まずもう一つお聞きしたいのは、町営住宅の入っている方々の何かの役員というものもあるというのは知っていたのですが、そうじゃなく、それ以外に町営住宅管理員ということで町職員が当たるという部分がありまして、その項目を見ますと、良好な環境を維持するために入居者に必要な指導を与えるという1項がありまして、そういう部分からいくと、もう少し積極的な姿勢というのが必要でないのかなと。そうしない限りなかなか、その迷惑を受けている方々の数は少ないかもしれない、けどもその解決策にならない。最初の話に戻りますけども、ご答弁いただきました公営住宅法の精神からいって、入居の心得からいくと、禁止という部分になってくるというようなお話がありましたので、そういう点でうちには極端にそういう制度はないのですが、パブリックコメントというか、もっと広くご意見をお伺いする機会もあっていいのではないかなと思うのですが、それらを含めてご答弁いただければというふうに思っています。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 今町営住宅の管理員ということで、私含めて職員が発令行為を受けて、当然そういう業務、責務があつて先ほど言ったとおりそういった苦情に対して私ども含めて職員が対応しているというのが実態で、決して積極的か積極的でないかという判断でいきますと、どちらかという、積極的ではないと言わざるを得ないと。それは、先ほど言ったような背景が、やはりいろんな事情があるということで、当然そういう苦情が発生した際にその苦情の発生の原因となっているお宅のほうにお伺いをしているいろいろと協力をいただくという、今そういう姿勢でございます。そういった意味では、今委員のお尋ねの部分というのは、積極的に対応するというのは、むしろ現に禁止している部分についてはやっぱり徹底的にやれというふうにまた聞こえるわけですけども、逆に私どもとしてはやっぱりどのようにそういったペットを飼う方、あるいは飼わない方が共生できる、そういう団地だったり、住居だったりを実現できるのか、逆にそういった方向もやはり検討するのも一つの方角だというふうに考えていますので、そういったいわゆる禁止条項だったり、私どもの入居の心得は当然遵守してもらふべきなのですけども、それを盾にやはり徹底的に取り締まるということはいかななものかというのは正直言って迷うところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 時間もあれですので、ちょっとはしょつてあれしますが、精神的な問題という部分で触れますと、何か私今感じる部分でいくと、ある言葉で、赤信号みんなで渡れば怖くないの言葉式で、どこそこが飼っているから、うちも飼っていいやという、何かその辺がなれというか、惰性的になってきているというような部分も感じるわけですが、私自身も。ですから、そんなことも含めて、やっぱり当たり前になっちゃって、迷惑をかけている人がいるのだというような部分に立って、約束事をやっぱり破っているのだという、そういう意識も持たせるということもまた必要かなというふうに思いますので、禁止云々、それからペットを飼える場所というか、それというものもあるようですけども、ぜひ検討していただければなというふうに思っております。

同じく犬、猫、むしろ犬のほう、私見たのは犬なのですが、公園における犬の散歩、それからキャンプ場におけるやっぱり犬の散歩と言っているのでしょうか、現に私が散見したのは駒ヶ丘公園であったり、多和平のキャンプする場所であったりとかということなのですが、基本的には犬、綱をつけていなきやならんということなのですからけれども、解放的な気分で綱をとっちゃって放し飼いするとかいうような部分、私はそういう光景を見たのですが、実際そこに入ります方とかという部分であれば、その人以外ですね、入ります方がいれば、まれにそのものにさわれば、大変不愉快、これ以外なものはないわけなので、そういう部分の対応策というのはどのように考えられているのか、ちょっとそれぞれの場所でそれぞれ多岐にわたるかもしれませんが、総体として対応策ってどうなのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 犬に関してでございますので、私のほうから町の条例に基づいてのお話をさせていただきたいと思いますが、今委員ご指摘のように、犬を飼育する場合にはつきましては鎖等でつないで飼育すると、それからつながない場合については飛び出ないような頑丈なさくの中で飼うということが原則になっています。それから、散歩につきましても基本的にきちっと鎖等で買い主が犬を放し飼いにしないように散歩するというのが原則になっておまして、他人に迷惑等を及ぼすおそれのない場所ということであれば、当然公園は不特定多数の方が利用するということではそういう場所には当たらないと思いますが、一定の買い主が放し飼いにしても管理が行き届く範囲での放しでの運動ということは認められているという現状でございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 内容についてはわかりました。端的にそういう法で決まっているといいながら、先ほどの公住のあれじゃないですけども、どうしても破ってしまうというようなケースがありますので、そのキャンプの管理、多和平は多分そういう管理があるんですけども、ほかのほうの公園はないのですが、何かそれに対する施策的なものを、看板立てりゃいいということだけでは済まないかと思うのですが、何かそういう芝生の上で憩う方々に不愉快な思いをさせない、そういう何か手だてというものがないかと思うのですが、いかがでしょうか。

多少ちょっと話は違っちゃうのですが、犬の飼育といった部分でちょっと私もこれまた調べましたら、ちょっと観点は違うのですが、今からもう10年前に根室市が犬の散歩についてはふんを入れるかごを持って歩けということを条例化するという新聞だったので、多分可決してしたのだと思うのですが、それぐらいやられている行政もありますので、何か手だてについてどうであるか、再度お伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） ちょっと全般的な話になりますので、個別ではなくてちょっと基本的な考え方のお話をしたいと思うのですが、ペットが嫌いな人に見れば、見るのも

嫌なわけです。においも嫌なわけです。でも、ペットが好きな人にとってみては、それは自分の子や親、兄弟と同じように考えているわけです。したがって、世の中のいろんなルールというものも当然変化をしていかなきゃいけないし、先ほど公営住宅のときにも申しましたけども、基本的なルールを守ってくださいというのが、これは地域で生きていくための基本的なものなのですけども、それをどう強制的に、強制的にといいいますか、そう守ってもらうかにいろんな方法あるかと思います。そうした場合に例えば公園であれ、いろんなところであれ、見たくもないという人たちにどうするかと云ったら、それはもう禁止するしかないわけで、禁止する場合に、じゃだれがそれを監視するのかという問題があるわけです。そのことと、核家族化が進んでいわゆる高齢者が1人で住んでいる、そういった中で先ほど管理課長のほうから申しましたように、ペットというのは確かに禁止されているのだけど、やはり生きていく上で、それはやはり家族と同じような気持ちで考えている方がいらっしゃるわけです。でも、これ嫌いな人に見てみたら、何でなのだという話になるのです。そこで、ルールを守っていないから、それをすべて禁止するということが、現実問題としてそれがすべての解決になるか云ったら、それは難しいと思うのです。あらゆる場所で、ここにはペットは入れてはいけない。そうすると、全部禁止措置するのか。じゃ、だれがそれを監視していくのか。そうすると、地域づくりというのは、お互いがやはり理解し合って、多少の迷惑というのはかけられたりかけたりするものだということの意識の中でどこまで我慢できるのか、どこまで迷惑をかけないようにするのかと。これは、お互いでやっぱりルールをつくって行って、マナーを守っていくというのは、これ原則だと思うのです。だから、ペットにしても、例えば町の中でいろいろ苦情が来ます。ふんの処理や何かで、やはり散歩のときにきちんとやっていないというのはよく来ます。でも、現実問題として、それはペットを飼われている方にマナーを守ってくださいとお願いする以外に、じゃ一人一人の方が散歩するときにだれが監視していくのかという話になったときに、これ現実問題としてはできない話なのです。だから、やはりペットを飼っている人にとってペットというのは非常に大事なものだと思います。私は、パートナーだという意識の方多いと思います。自分のパートナーがやはり世の中によって、世の中から認められるようにしていくというのも、これは飼う人の基本的な考え方だと思うのです。

そういった中で私どもがやれるというのは限界があるわけで、先ほども申しましたように、短兵急にこれはルールとしてだめだからやめてくださいよということ強制的にやるのではなくて、それは基本的な物の考え方を理解していただくというのが私は私どもとしてできる判断だと。ただ、そのことと先ほど言いましたように時代が変わってきているわけですから、やはりペットというのは高齢化の中でこれはもう否定できない現実だと私は思っています。したがって、担当課のほうにも公住についてのペットというのを検討しろという指示を出しているわけでございます。ただ、先ほどから今までの例、立川の例もありますし、夕張の例もあります。夕張が結果としてどうなったかという話になったときを見ても、解決というのはそれほど容易でないということもご理解を賜りたいと思います。いずれにして

も、私はこれから先ペットというのは私どもが生きていく中で否定はもうできない存在になっておりまして、その現実をしっかりと見詰めて、そうでない、ペットが好きでない人たちにとってどれだけ快適な地域づくりができるのか、それをみんなで考えていく、もうそれしかないのではないのか、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 特別、解決策が出たわけではないというふうに思います。町長言われたように、かけたりかけられたりと、その部分も理解するのですが、この辺で質疑やめませけれども、現実困っている人をどう救うかという、頼れるところは個々のルールを守る、遵守する、それは当然なのです。そこが先ほど最初言ったように崩れて、だめだというもの、みんなやっているからいいやと、そういうところに墮落しているというか、落ちていっているという部分も否めないというふうに思いますので、再度繰り返しになりますけれども、困っている人というのが頼れるところは行政しか私はないのじゃないかと思うのです。そういう点を思いまして、最後までいくとしても水かけ論になっちゃいますので、町側のほうでもいろいろとどういう施策があるかという検討されているというようなお話もありましたので、ぜひこれからも町民に声をかけながら検討したことを申し上げて、私の質疑を終わりたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） （発言席） 2点質問をしたいと思います。

初めに、中山間事業についてお伺いしたいと思います。過去10年間中山間事業が行われまして、ことしは3期目に入る中山間事業であるというふうに考えているわけですが、過去非常にこの事業は地域に有利に展開しましたし、成果が上がったものと私は認識をしているところです。ことしの予算書にも3億9,000万円ちょっとの事業が盛り込まれて、町はこの25%を負担するわけですから、9,800万円ほどになるかと私は思っていますが、ことし新年度にこの事業が展開されるに当たりまして、今3月ですから、大体中山間事業の決算が出る時期です。私も計画書等を見て、本年の草地改良の部分がどんな数字であったのか、金額的にはどのぐらいになっていきそうなのかについて、まずお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

平成21年度の中山間共同取り組み活動の中での草地整備の実績のお尋ねでございます。平成21年度につきましては、まだ最終的な締めではない、これから中山間のほうの代表者会議というものが開かれまして、そこで承認ということになるかと思っておりますけれども、現段階でお知らせを受けている金額につきましては、126件で8,332万9,000円が草地整備のほうに使われているというふうに知らされております。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 8,300万円、面積はどれぐらいになるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 本当は面積を申し上げればよかったです、集計している資料が件数表示でありまして、126件というふうに申し上げました。ちなみに、平成19年が7,200万円ほどの金額なのですが、そのときについては面積押さえていまして、1,297ヘクタールという実績になってございますので、大体それぐらいの若干多いような面積じゃないかというふうに推察しているところです。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） この草地改良事業は、すごい事業を行っているというふうに私は思っています。金額的にも8,000万円ですから、20%になります。直接支払いが50%あるわけで、残りが共同取り組みですから、これは非常に皆さんの希望というか、認識がそこへいつているというふうに日ごろ思っているし、このことが私、今堆肥散布とかスラリー散布、それからこの草地更新、この事業が国の方針でもって予算を、補助金をカットしたわけで、この面が非常に大事になってくるというふうに考えていますが、例えば上部機関の支庁とか何かはこの点の草地改良についてはどのような考えをヒアリングとかその打ち合わせ会議で出しているか、あればお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 中山間の事業の総体の中に占める草地整備の点についての北海道の考え方が何かあったかというようなお尋ねだったと思いますけれども、基本的にこの制度は直接支払いという形の中で協定に参加している個々の農家さんの意思の積み上げで成り立っているわけですから、標茶町としても、それから北海道としてもこの制度の趣旨に反しない限りはどうかの言う立場にはないというふうに考えておまして、特段今までもヒアリング等いろんな場面でぜひ草地整備を重点的に進めなさいとか、あるいはぜひこれをやってくださいとか、そういった話はなかったのが実際のところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今までは、確かにそういうふうに補助が重複しますから、そういうことだったかと思えますけれども、私はこのことをやはり、私が言ったからそうするというふうには、私が言うからそうすれというふうにとられてもまた、私はそういう意味は持っていませんけれども、やはり今まで直接支払いですから、半分現金で12月に支払いされるようなことがずっと行われていましたけど、やはりその面はその面で会員の方の、中山間に参加する方のこれは判断でいいと思えますけど、やはり資産で残るとか、財産で残るとか、ということ考えたとき、農家の一番大事な農地の改良とか、そういうものがこの事業でやれるのだということを私はPRしていくべきだと思っています。農協の職員とも二、三度話したら、確かにそういう認識は会員の中にも高まっているし、私らもそのようにしていきたいというふうなことを申ししていました。この点については、これで打ち切りまして、次に育成牧場の哺育事業について一、二点お伺いします。

哺育事業は、去年哺育舎が完成して、私も多和平に行く折にちょっと中を見たりいろいろ、

牛も見ております。現在の稼働状況というか、そういう表現はどうかと思うのですが、育成の状況は建物に対してどれぐらい満杯ですか、それとも何割かまだあきがあるとか、そういう話でいいですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

哺育につきましては、当初計画はカーフハッチ牛舎が20頭の2つで40頭受け入れる態勢を持っています。そして、ロボットが2台ということです。大体月平均70から80頭ぐらい可能じゃないかというふうに考えております。そして、現在は月四、五十頭ぐらいですから、そういう意味では稼働的にはまだあいているというふうになっております。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） もうちょっと詳しく、あいていると言ったのだけでも、半分あいているのか、その点。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 一概に稼働の状態というのは、急激に1週間のうちにどんと入る場合と少ない場合がありますので、平均的な部分でいいますと、大体5割か6割程度というふうになりますし、込み入ったときには全棟を使っている場合もあります。そういう意味では、むらがあるということは事実ですが、時には本当に満杯状態、100%超える週もあったりします。そういった意味では、なかなか平均的な部分は言えませんが、そうなっています。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 最後になりますけれども、事故の状況というか、事故は何%ぐらいか、それから生産者というか、預ける人の感想というのがどんなふうになっているか、お聞きして終わります。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 事故率につきましては、いわゆる病気等で死んだ牛に対しては現在1.1%ぐらいです。それで、あと淘汰といいますか、医者判断により治療しても向かないと、そういう部分含めると1.5%ぐらいになります。

それと、哺育を利用した方の、これ普及所の関係の方が聞き取りをさせていただいたことなのですが、それについて説明をさせていただきます。その方によりますと、非常に奥さんの労力、精神負担等が軽減をされたということで、その分を草地、草刈り等に手伝うことができるということと非常に事故率が減ってきたと。その方につきましては、普通は10から15%ぐらいの事故率だったのですが、ここに預けて非常に少なくなったと。いろいろな効果があるということで、お褒めの言葉をいただいております。最近よく各地区の婦人会も含めながら施設を視察に来られます。結果としましては、自分とこの牛と比べますと、平均的に非常によくできているというお言葉もいただいておりますので、そういったことを励みにしながら職員一同勉強しながら預託にこたえたいというふうに努力をしている次第です。

○委員（黒沼俊幸君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） （発言席） 内容審議のときにもちょっと理由を聞いたのですが、実は通所介護デイのことなのですが、介護報酬が上がっているのに前年度より下がった理由はというのをちょっと内容審議で聞いたのですが、利用者の方が大体1日1.5人減っているという理由だったものですから、当然高齢化率が上がって認定を受けている老人もふえているのに、なぜ利用者の率が下がっているのか、またそれに対して今後どうしていくかということをおどのように考えているのかをちょっと聞かせてほしい。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

私たちの施設の1日の基本定員というのは、25人定員という形で今運営をさせてもらっております。利用率が計画よりちょっと下回っていますという話の背景には、体調が不良によってその日休まれる、または入院される、またあとショートステイを利用している最中であるというようなことが主な理由として、そういうことが理由で当日休まれるということでの利用率が下がっているというのが主な原因となっております。ですから、これ体調面とかいろいろな個人差、それぞれのあれがありますので、定員25人以上の登録というのも法的には余り、厳しい規制がありますので、そういった部分では今現在これといった対策というのはちょっとまだ持ち合わせておりません。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 恐らくそういう理由なのかなというのは思っていたのですが、実は民間でもそういうデイサービスをやっているところがあるものですから、僕以前にも一度質問させてもらったことがあるのですが、送迎に関してなのですが、どうしても標茶という地域の中でなかなか1軒1軒に対しての送迎が難しく、その曜日によって限定されてしまうという事情があったのですが、実は同じ民間でもう一軒やっているところもたしか定員は25名です。ただ、僕もたまに見学させてもらったこともあるのですが、大体平均1日24人ぐらいは入れているはずですが、職員の関係もあって、恐らく日曜日と、あと週に1回ぐらいは20名ぐらいに抑えているというような状況なのですが、やっぱり相当企業努力をしていますし、なかなかデイサービスを利用するという人は、利用者さんがデイサービスを利用したいという人はなかなかいないと思うのです。ほとんど介護をしている家族の方がデイサービスに介護している方が行っている間に、ちょっと介護している方のケアというか、買い物行ったりとか、ふだんの用事を済ましたりということが理由でというのが多いと思うのですが、どうしてもやっぱりこちらから計画作成員の方が何とか体験をさせてやるとか、そういう方法をとっていかない限りはどうしても人数がふえてこないと思うのです。それとあと、送迎に関しても、実は民間の方は本当に乗用車1台で1人を迎えに磯分内までも、虹別までも走っているような状況です。ぜひ何とか、2つあるわけですから、僕は行政がやっている

介護も民間がやっている介護も介護って同じだと思うのです。ぜひお互いに同じデイサービス同士で何とか力を合わせてやっていければ、大体利用者が自分の使いたい日にちにそういうデイサービスの介護を受けれるような方法をとれるのじゃないかなと思うのですが、その件についてはどう思いますか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 今現在登録されている契約者の人数を申し上げますと、今現在は約90名ほど登録をされております。それで、営業は月曜日から土曜日ということで、週6日間の営業でございます。利用回数、介護度の高い方は、介護保険料の中で利用回数は3回とか4回とか、週当たりですね、利用回数はそういった使い方もできるわけなのですが、現状90名の方々の公平性を保つということで週2回を上限に、今そういう日程を組みながら送り迎えなどをさせていただいているのが現在の状況なのです。そういった状況の中で民間さんのお話の例、お伺いいたしました。そういった個別で対応されている部分もあるようですけれども、基本的には現状週2回上限というのは今のところ崩さないで、皆さんが最低2回は受けられるという形の中でその25人の定員枠を日程を組みながら対応していきたい。その中で利用率をいかにして上げるかというのは、今後またやっぱり検討課題だというふうに思っておりますので、その辺は今後また民間さんのやっているようなことも、手法も参考にしながら、今後検討していかなきゃならないかなというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） よろしくお願ひしますということと、あと実は町のデイサービスには特殊浴槽がついているわけですから、あれだけの浴槽を民間は用意できないですし、それに適した方をなるべく利用できるよというふうに思ひます。

あとそれと、短期入所、ショートの部分なのですが、今利用、今年度もこっちのほうは利用率がいいのだよという話だったので、それも利用される方が多くなっているのですが、実は恐らく僕の推測なのですが、やすらぎ園に急に入所されるよりは少しはそっちでということもあるのかと思うのです。なれるというか、施設になれるという部分の入所もあるのかと思うのですけれども、僕個人的に思ふことなのですが、実はやすらぎ園も見たときになぜ同じフロアの中でと、職員の関係や何かいろんなことがあるからなのだと思うのですけれども、ぜひショートはショートでまた別な区切りを持ったところできるようになればよいなというふうに思っていたのですが、その件についてはどうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

ショートステイ用のベッド数は12床ありまして、ベッドの配置の関係は北棟と南棟というふうに2つの棟に分かれておりますけれども、それぞれ6床、6床ということでショートステイ用のベッド、これはやすらぎ園のベッドの配置など、道のほうにこういう間取りというのですか、部屋数とその使い方の配置図を提出をしなければならないということで提出をしておりますけれども、そういった中での枠組みで今現状運営をさせていただいております。

ですから、決まったところの中でのショートステイの利用範囲というふうになりますので、そこでは今おっしゃるようなことについては柔軟にというふうにはちょっとなかなかならないところがあるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） わかりました。

今後、じゃ短期入所のベッド数をふやすという考えは全くないですか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 今、第4期の介護保険計画の中では、今のご質問に対しての増床計画は持ってごさいませんが、今後の第5期以降の介護保険計画を策定する段階においては、今後の高齢化、そして利用者意向なども十分ニーズを踏まえながら、その辺は今後検討していかなければならないことかなというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） ショートの部分はわかりました。4期の計画の中で出なかった、今後5期という話が出たのですが、僕介護に関してはこれ4期とか5期とかという問題ではないと思うのです。もうその間に相当な人数がいるわけですから、それはいいのですけども、実はその老人ホーム、敬老荘なのです。敬老荘じゃなくて、軽費老人ホームの駒ヶ丘荘の件なのですが、前にも僕質問させてもらったのですが、C型という冠がとれたということで、僕は相当な期待をしていたのですが、そのとき今後4期の計画の中でも計画を立てていきたいという答弁をいただいたのですが、予算書を見ても何ら変わりなく出てきたし、また外観と耐震工事をやるということなのですが、中は全然全くということだったので、全く別なものを考えているのかなとも思うのですが、その件についてちょっと。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 駒ヶ丘荘の施設の機能のあり方についてでございますけれども、今利用されている方、平均年齢が年々上がってきているような傾向にありまして、介護を必要とするような方々も何人か出ていらっしゃいます。そういう現状はあるのですけれども、そういった現状を踏まえながら、内部のほうでは今検討はこの間してきているのですけれども、一定程度介護を必要とする施設としての機能を持つということになれば、今の現状では無理ということで施設の改修が必要であるということになります。その施設改修には、新設をすると同等ぐらいの改修費用が必要であるというような現在の検討の結果、そういう結果が出ておりますので、それであれば新たなところに設置をするということも視野に入れながらという考え方を今現在持っております。ですから、今現在のあの駒ヶ丘荘の機能のあり方については、今の機能を維持をしていきたいという考え方に今立っております、そういう考え方であるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 駒ヶ丘荘の今後につきましては、耐震調査、それから入居者の希望調査を行った結果、現在の形で当面運営していくということをご理解をいただきたいと思います。

思います。ただ、これまでも委員会の中で出ておりますけれども、いわゆるやすらぎ園の待機者をどうするのかという部分につきましては、厚生文教委員会の中でもいろいろな施設があってどれが一番いいのかということで、今年度また内部で検討をさせていただきたいというふうに考えています。また、政権が変わって介護療養型の病床を削減するという方向で、23年まで削減するということが来ましたが、これが今ストップされている状態です。そういう面では、高齢者のいわゆる施設でのベッド数、それから療養の必要な方の療養のベッドの数等々が今どのようになっていくかということでは、非常に見通しがわからない状況ということもございますので、そういうことも踏まえながら、やすらぎ園の待機者の介護度等々を見ながら、検討事項ではあるというふうに認識してございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 次に、そのやすらぎ園の待機者の話に入ろうと思ったら、先にほとんど答えをもらってしまったのですが、前に僕質問したときも、実は駒ヶ丘荘がCという一番面倒くさい縛りがとれたときに、ぜひやすらぎ園の待機者を解消するような中間の施設に何とかならないかなというふうに考えて質問をした記憶があるのですが、町内にも2つのそういう施設が、2つ合わせてたった18人の施設なのですが、民間の施設があっても、実はその18人の、これだけいろんな介護サービスを利用したい人たちがいても、その18人の施設でも18人を埋めるに厳しいぐらいの状況になっています、今町内の中では。実は、両方とも何人かあきがあるような、今1人、1人あきがあるような状態なのですが、それはそれでそういうどうしても限定された人たちが入る施設なものですから、なかなかそこじゃなくてその一歩手前の人たちが今この町の中にすごく多いということなのですが、その人たちが地域密着型でなかなか民間ではちょっと採算的にできないような施設なのですが、そういうところがないがために在宅で何とかというのがすごく多いのですが、ぜひ駒ヶ丘荘をそういう形に使えないかなと思ったのですが、そうじゃなくてこのまんまの現状でやっていくということなので、ぜひ何かそういうようなものをこれから考えていけないかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

現状の軽費老人ホーム、あるいはやすらぎ園の中のショートステイ含めて、そして民間の状況等については、ただいま委員のほうから詳細についてお話あったとおりであります。問題なのは、いわゆる潜在しているといえますか、現実的に病院等々、あるいは自宅等々で待機をされている方の措置についてどうするかというのがあります。これも以前からご説明しているように、国のほうの大きな縛りが1つございます。したがって、自由にベッド数をふやせる状況にもないというのも現実問題であります。

それと、これ標茶だけの問題ではないかもしれませんが、いわゆる行政でやっている部分と民間でやっている部分、これも今委員からご指摘ありました。負担の問題がつきまと

うという問題がありまして、果たして、じゃ行政が運営しているのがいいのか、あるいは民間でやっている部分についてはもう限界として判断して行政がまたすべてをやるのがいいのか含めてですけども、この辺の議論整理もしなければなりません。そういったことも含めて、何とか少しでも今それぞれご家族の介護をしている方々のご苦勞を軽減するという意味で、町立病院あるいはショートステイ等の中はかなりそういう面ではそれぞれ介護を受けられる方々の状況、あるいは家族の方の状況を判断しながら、何とかそのところを本当に微力でありまして、努力させていただいていると。

総じて言うと、前段言ったことが、国の部分には少なくともベッド数の開放を強く求めていかなきゃなりませんけども、もう一つは改めて行政がいわゆる税金投入をしてその任務につくことが妥当なのか、あるいは民間の皆さんにその任務についてもらうことが妥当なのかということを含めて、福祉施策検討委員会等も含めてその辺が今後の計画にどう掲上するかという議論の土台になるのではないかなと。町といたしましても、その辺の皆さんのご意向を受けとめながら任務につくべきだというふうに考えているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） よくわかりましたというか、実はどうしても今後の検討課題というふうになっていくのですけども、標茶全域を見てみますと、実は町の中よりも随分農家の方が多いのですが、酪農家の方なんかは高齢者がふえてきたような傾向にあるので、どうしても町から遠いところにそういう方がいるということになると、どうしてもこれから介護もだんだん大変になってくるので、早いうちにいろんな話が、例えば病院のやすらぎ園の分園化とかいろんな話があったのですが、一定方向の形を早いうちにもう決めていかなきゃなんないのじゃないかなというふうに思っています。

この質問はこれで終わりなのですが、次に実は相当前に……

○委員長（平川昌昭君） 答弁要らないですか。

○委員（小林 浩君） 要らないです。十分わかりました。

僕議員になりたてのころに、ここで本当に緊張しながら、実は標茶ブランドの件の質問をしたことがあるのですが、今余り標茶ブランドって全然この議会の中でも聞かなくなってきたのですけども、実はそのときに相当昔、相当昔って3年ぐらい前の話なのですが、できれば標茶高校でつくってもらっている牛乳を給食の中で月に1回でも3カ月に1回でも飲んでもらって、その中からそういう標茶ブランドのきっかけをつくっていければという話があったのですが、あのころ中学生の子供がああ議会だよりを見て、実は僕のところに聞きに来た子供がいるのです。学校で今度標茶の牛乳飲めるのですよねと。それは、はっきり決まった話でないから、いずれはそうなるという話をしていたよと言った子供も多分もう卒業していると思うのですけども、その今後の見通しというか、非常に難しいということもその後の質問で聞いたのですけども、今現在ではどうなのでしょう。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 標茶の牛乳を標茶の子供たちにとということでの質問でございます。

すが、農林課のかかわっている部分についてお答えしたいと思います。

議会の場でお話をしたのか、ちょっと記憶は定かでないのですが、平成19年に農協さんと一緒になって具体的に標茶高校じゃありませんけれども、標茶の農家さんが搾った牛乳をパッケージにして供給する方法がないかということで釧路、根室管内の乳業メーカーを訪ねて委託生産のことについて問い合わせをしたことがございます。そのときについては、受け入れ先の先方のほうの都合がありまして快諾を得られなかったということで、その時点では一度中断、その作業については委託生産については検討を中断しております。最近また農協さんのほうでもまた新たに委託生産の道がないかどうかということでの検討は進めているというふうに聞いておりますけれども、もう少しそちらのほう結論出るには先になるのかなというふうに思っております。

それから、標茶高校の牛乳を学校給食に使うということは、これは今までもお答えしているかと思うのですが、入札制度が行われているという現状では毎日の学校給食の牛乳に提供するの難しいと。それは、HACCPですとか、そういうつくる側に課せられているハードルが非常に高いということで難しいということでございます。委員ご指摘のとおり、月1回ぐらいであればということがあるのですが、現状この間実施している牛乳消費拡大事業の中では、町内で生産されている飲むヨーグルトと、それからアイスクリームを提供しているわけですが、その中に牛乳を入れることは高校さんのほうの供給体制が整えば難しい話ではないと思うのですが、結局今現状牛乳提供していないのは、ほかの牛乳を提供しても、毎日出てくる牛乳についてはその日だけ要らないよというふうにはならないと。四角い紙パックの牛乳と、それから高校のプラボトルの乳牛2つ出さなければいけないということが一つの隘路になっておりまして、現状ではヨーグルトとアイスクリームになっているという現状でございます。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

経過については、ただいま課長のほうからご説明をしましたが、この場では何度もお答えをしていると思うのですが、ブランドをつくるということは、これは生産者みずからが消費者にどういうものを届けたいかという思いが、これが大事なのだということで、そのブランドをつくることは結果として手法としてツールとしてあるということでございますので、ぜひご理解をいただきたい。この間ずっと農家の方たち、農協さんともいろいろなお話をしていきまして、そういった思いを持たれている方たちが非常にふえてきているといえますか、実際にいたのを私ども知らなかったかもしれませんが、そういったことは当然出てきておりますし、今回の一般質問の牛乳の消費拡大のときにも申し上げましたが、やはり標茶の町民の皆さん方、特にやはり味覚が形成されるまでの10歳でしたっけ、いまだにタイガー・ウッズはビッグマックが大好きだというのは、それまでに食べたということですので、それまでに味覚が形成されるまでの間にやはり本物のおいしいものということ、その重要さというのは私どももずっと訴えてまいっております。そのことと同

時に、生産者の方が消費者にということ、このことのほうが実は非常に大事なわけでありまして、そういったことが生産者の中から出てくるのをやはり私どもとしては待っているし、その動きが出た場合に支援したいということでございます。町政執行方針の中でも申し上げたと思いますけども、町内でもいろんな動きが出てきていまして、乳製品の加工グループの皆さん方が新しい活動を始められております。その中でも、いわゆる牛乳の可能性というのを検討した経過があります。ただ、やはり量の問題と、それからどこで加工するのかという問題等々があって、現実的にはもう少し時間を欲しいということになっておりますけども、そういった生産者の方たちみずから動き出しているということもありますので、いましばらく時間をいただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたい。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 何度も同じ答え聞いて、もうわかっています。本当に単純な、中学生の子供たちでも、たまたまその子農家の子でしたけども、うちの牛乳どこに行っているのだろうと、親がちゃんと教えていないからかなと思ったのですけども、自分の町にこれだけ牛乳があるのに何で自分たちの口に入らないのかというふうに思っているのです、ぜひそういうことができればと思っています。

以上です。終わります。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時33分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

末柄君。

○委員（末柄 薫君）（発言席） それでは、総括質疑させていただきます。

まず1点目、きのう内容審議でも詳しくご説明をいただきましたけれども、職員研修についてお尋ねいたします。21年度の補正でかなり減額されておりました。特に講師謝礼部分というか、報償費あたりは80万円のところ74万円減額して6万円執行ということで、これはもちろんたまたまなのかなという感じで受けとめてはありましたけれども、ただやはり町職員というのがまちづくり、住民サービスに一番主力になるところでございますし、たくさんの職員が研修を積まれてやっぱり人格を高め、見識というか識見、こういうものを高めてまちづくりに取り組んでいただきたいものだと考えております。また、今年度は昨年同様減額されずに予算づけされております。そんなところにも予算を組まれた方々の思いも込められているのかなとは思いますが、その辺のところの所見を承りをいたしたいなと思います。どうぞ。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

21年度の補正につきましては、70万円ほどの減額となっております。委員おっしゃるとおりでございます。実は、たまたまというふうに考えていただいたほうがいいかと思えます。21年度講師謝礼の部分については、1度案内することによって札幌でありますと15万円から20万円かかるということになっておりますので、昨年は実は係長研修ですとか課長研修の研修の場において町長及び副町長に研修の講師をお願いして、ただだったと。給料の中で支払いをしているという形でございますが、たまたまというふうに考えていただきたいというふうに思っておりますが、給与費の中ですから、その分わからないということですし、昨年は講師についてはほかに、メンタルヘルスの問題がクローズアップされてきている時代でございますので、精神科医のお医者さんをお呼んだところ、近間だったということで金額的にも安かったという内容でございますので、これが札幌近郊ですとこういうわけにはいかなないということをご理解を願いたいというふうに思っております。ことしの予算につきましても同額の特別旅費、それから報酬、報償費を見込んでおりますけれども、これについてはいつでも対応できるような形で今後研修委員会の中での協議を踏まえながら22年度に当たっていきいたいというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 課長の答弁を聞きまして、大変安心をいたしました。やはりまちづくり、特にこの自治体の職員というのはやはりそれなりの自覚を持って仕事に精出していかなければ住民の理解も得られないであろうし、これ大変な仕事かなと思えます。そういう面でメンタルヘルスのほうも取り入れてやっていかれるということなので、大いに期待していきたいと思えます。地方分権とか自治体の権限移譲でもって職員の皆さんも仕事がふえておる状況かと思えます。また、行革のほうで職員の数も減っております。そんな中、大変なかとは思いますが、ぜひ大いに参加できる体制とられて、大いに頑張っていたきたいと思えます。

次移ります。次に、育成牧場のほうの件、移りたいと思えます。僕も育成牧場久しぶりに質問させていただくことで、非常にちょっと勝手違っておりますが、先ほど黒沼委員のほうからも質問ございました。牧場の入牧料、施設使用料もかなり歳入のほうで上がってきておりますし、また哺育のほうもかなり順調なのかなと思えます。先ほど詳しくご説明ありましたが、およそ3,000万円ほど上がっておる。合計すると、もう3億1,000万円ぐらいのあれになっておる。ここの一般予算に出てくる表だけを見ると、表面だけ見ますと、牧場の経費2億7,000万円かかっていますけれども、それに人件費およそ3,400万円ですか、それを加えると大体同額になってきている、非常に喜ばしいことだろうと思えます。

そこで、今かなり順調になってきておる哺育事業、これをもっともっと推し進めて、そして哺育をやれば、必ず普通の育成、今度入牧、6カ月以上の入牧にもつながっていくということで、牧場に入牧頭数もふえてくる。そうすると、牧場の目的である酪農の振興、農家の経営安定に寄与できると、そういう方向になっていくのかなと思えますが、まずその一歩で

ある哺育事業をこれからもどんどん充実させていく、そういう点でどうなのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

今、末柄委員のほうからいろいろ牧場のことを褒めていただき、ありがとうございます。今の哺育につきましては、18年から事業を始めております。当初やはり預ける側も牧場に対する経験不足からくる不信感等々もありましたので、1頭死んだ状態でも非常にどう説明するかということに苦慮してきましたが、ようやく4年程度を経過しまして、非常に畜主さんとの関係については信頼関係が出てきたのかなというふうに思っています。それで、当初まず21カ月間利用していただいて、その後退牧していただきたいと、そういうことで当初始まりまして、利用料金につきましても330円ということで非常に安く始めさせていただきました。しかし、実際使っている農家の方々に21カ月は長過ぎるというような話が出てまいりました。それで、もう少し柔軟的に利用できるほうがいいじゃないかというような多々の要望がございまして、平成20年に6カ月間で退牧できる形にしました。それで、当然ながら21カ月と6カ月ではかかる料金が変わりますので、料金改定をさせていただきました。それで、当初330円から500円という形になりましたが、ここ最近ミルク、配合飼料を含めても非常に値上がりしております。平成20年のときに計算した部分と現在では、多少の差は出てきている状況になっておりますが、しかしそういったことを抜きにしながら、今一番大事なのは農家さんとの信頼関係だということで、今後ともそういうお褒めいただけるように続けていきたいなというふうに思っております。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 牧場長の大変力強いお言葉をいただき、これからの標茶の酪農もこれで安泰なのかなと、ちょっと大げさですけど。

そこで、哺育のほうが主力の質問になっていくのですが、哺育は受託金という項目で受け入れておりますよね。そして、これは財産収入じゃなくて諸収入、諸収入の項目で受け入れております。ただ、牧場の入牧料というのが使用料及び手数料のところ牧場施設使用料ですか、こういう項目で入ってきておりますが、この辺のところちょっと理解できないところあります。多分科目の仕分けなどの都合もあるのかなとは思うのですが、そしてそのせいとも思うのですが、条例のほうを見ますと、入牧料金のところに哺育料金、これはもちろん入っておりませんし、規則にあるように、規則では6カ月以上になっています。馬が3カ月以上ということであるのですが、その辺の整理も、哺育事業がだんだん波に乗ってきたということでそろそろ整理されてくる時期なのかな、そのように考えております。哺育事業が安定化してくれば、それは先ほど言ったとおり、標茶の酪農につながるということですが、その辺いかがでしょう。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 哺育につきましては、今委員ご指摘のとおり、利用料でなく

て受託金ということで整理させていただいています。これにつきましては、先ほど申しましたように、18年から始めまして、農家の利用の希望等、いろいろまだ制度上確定をされていないということと、料金体系がまだはっきりわからないということもありまして、受託ということでやらせていただきました。それで、20年に料金改定をしてまだ2年目ということで、先ほど言いましたミルク代の増加とかいろんな部分ありました。そういった意味でまだ料金について、今後とも動かないかどうかも含めてまだ確定し切れていないという部分があります。そういったことで、まず規則に、条例に上げますとなかなか料金は簡単に変えることのできないと認識しておりますので、もう少し時間をいただきながら、きちんとした原価計算をしながら条例に上げた段階では簡単に料金改定をしないだけの基礎をつくっていきたいなと思っています。そういう意味でもう少し時間をいただきたいなというふうに思っております。それで、その関係上もしその哺育のときに重ねて、兼ねて規則にある6カ月以上につきましても、今現在は哺育は4日齢以上になっていますので、含めてそれを改定したいなと思います。そのときにまたよろしく願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 大変よくわかりました。ちょっとこの質問時期尚早だったのかなということもありますけれども、哺育事業がかなりうまくいっているなというところで質問させていただきました。ぜひ今後とも基幹産業たる酪農の礎というか、もとになって貢献されるようお願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 久しぶりですけども、教育委員会のほうに質問をさせていただきたいなと思います。北教組、今話題の北教組問題でお聞きをしておきたいなと。皆さんもご存じのとおり、違法献金だとか、違法な選挙ということで4人が逮捕されたと。そして、そういう中で道教委のほうもいろいろこの対策に苦慮しているようでありまして、標茶町の教育委員会としていわゆるこの北教組問題については何らかのこの町内での影響があったのかどうか、まずもってお聞きをしておきたいなと。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

本町におきましては、これらの関係分については一切影響はございません。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今言われているいわゆるうちにも北教組の会員の組合員の人方がいるのでしょから、勤務時間の内にいわゆる活動したとか、学校のファクスをもっていわゆる選挙活動をしたとか、こういうことが言われていて、今全道的に市町村の中にもそういう実態があったのかどうか、そんなことも含めて問いただしているところも出てきているようでありまして、我が町としてもいわゆるその辺の休暇届も出さず、そしてそういうことに行動をとっていた、こういうことの実態的な調査はこの問題が出てから何らかの形で

しているのか、また今後する用意があるのか、これもあわせて聞いておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 委員おっしゃるとおり、北海道の部分で道議会のほうで実態調査をするというような報道がなされております。現時点では、その調査は私どものほうには来ておりませんが、これまで私どもの教職員の方々の勤務実態の中で勤務時間にファクスあるいは電話等、それぞれ組合活動として利用したという報告は受けてございません。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 標茶の場合は、お話は聞いておりますと、教育委員会の指導もいいのかどうかわかりませんが、立派な先生方ばかりだと、そんな心配はないというようなことは聞いておりますけれども、今課長が答弁したようなことも踏まえて、今後この実態調査をしておく必要があるのではないのかなと思うのですが、その辺は教育長いかがなものでしょうか。しておく必要があるのではないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど課長答弁申し上げましたとおり、本町においては過去にもそういう実態はございませんし、今回の件につきましてもございませんので、改めて調査をしようという考え方はございません。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 教育長が自信持ってうちは立派だと、そういう心配はないと、こう言うのですから、それを信じる以外はないなと思いますので、ただ今度は道から何らかのいわゆる指導、何らかの服務規程を含めてそういうものが来る可能性があると思うのです。今来ているか、来ないかわかりませんが、そういう通知を受けた場合には、標茶町は今全く教育長がその心配はないということはそれでいいのですけれども、そういうものが来たときにはそれを受け入れて、いわゆるそれに照らし合わせたようなことに協力をしていくと、こういうことになるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

私自身、先ほど申し上げましたのは、標茶町教育委員会独自でやるという考え方はないということで申し上げたのですけれども、道教委のほうからそういった話があれば、全面的に拒否するというわけにもいきませんから、それなりの対応をしていきたいなというふうに思っています。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、そういう流れになったときにはそういう形の中でひとつ協力をするなり、考え方を示していただきたいなと、このように思います。

それと、学力テストの関係でお聞きをしておきたいと存じます。先ほど同僚の深見委員のほうからも出ましたけれども、私は教育長のこの調査には参加をするということでもあります。

から、それはそれでまずまずいいなど、こう思っておりますが、学力向上のために今まで全国の学力や何かを6年生、中学3年生ですか、やってまいりましたけれども、その結果を標茶町の場合はどのような取り扱いをしていたのか、教育長から行政報告では聞いてはおりませんが、父兄に対する保護者のほうだとか、それからまた住民全体にお知らせを申し上げますと、こういうことも含めて考え方を聞いておきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） 学力調査の結果に対して、住民にどのようにお知らせしたかというようなことでお答えしたいなと思っております。

本町につきましては、小学校9校、中学校7校ですけれども、小規模校が大変多くなっております。したがって、公表の仕方によっては個人の特定をされる場合も想定されるということもありますので、また調査の趣旨が改善に生かすということから、学校といたしましては課題が何であるのか、そしてその課題をどのように改善していくのかということでの公表は保護者のほうにしているところであります。それを学校改善プランという名前で公開しております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 標茶の場合は、どの程度のクラスに、全道と聞いたほうがいいのか、どの程度のクラスの、クラスというか、程度の位置にいるのかどうか、そういうものというのは教育委員会では把握していると思うのですが、全道的には標茶町というのはどの程度の段階にあるのか、もし知らせることができるのであれば、公表できる範囲内でお願いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） 全道と比較しましての標茶の学力の位置といいますか、そういうことだと思いますけれども、議会のほうでも何度か答弁させていただいておりますが、ほぼ満足できる状況にあると、ただし基礎、基本を活用しての部分については課題があるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） まず、満足であるよと、基礎なり基本にはちょっと心配あると。その辺は、ほぼ満足にあるのですから、それでいいのかなと思いますが、基礎だとか基本にちょっと心配があるというのであれば、教育は何たって家庭から始まるわけですけれども、教員の指導というのがやっぱりそこには出てくると思うのです。うちの場合、教員の指導がまあまあいいから、満足ところに来ているのでしょうかけれども、その教員の指導が不足したり、劣っていたり、それから子供を伸ばし切れないような状況に学校の段階であるというような心配はないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） お答えします。

先ほど私の言い方が悪くて、基礎、基本のほうはほぼ満足できる状況にあるのですが、そ

れを活用した問題について若干全道と比較した場合に課題が残るということでもあります。また、先生方の指導についてでありますけれども、本町におきましてはすべての学校におきまして公開授業というものを毎年やっております、そしてそこに釧路教育局の指導主事を招いて、そして私のほうも参加して指導力向上に努めているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 標茶でやはり不足のところが学校の中でも感じられるところがあるということであれば、先生方に対しても学校に対しても予算上やはり満足にいくような、予算がやはり不足しているなんていうようなことはないでしょうか。その辺はどうなのですか、教育長。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど指導室長のほうから答弁しておりますけれども、本町におきましては学校だけで学力上がるという現状にはないというのは、これは従来からお話し申し上げておまして、やはりこれは家庭と学校との両輪で子供たちの学力向上させていくというのが本当に大切なことだと思っております。その理由というのは、もう常々述べておりますから、改めてここで申し上げることは必要ないのかなというふうには思っておりますけれども、いろんな調査等を踏まえまして、あるいは教職員の資質向上のためにいろんな研修、あるいはみずからの努力をしながら、子供たちのためにどうあればいいのかということでの日々研さんをしながら努めておまして、そういった意味では徐々に今回の3年間の調査でもレベルアップしてきているということも当然ありますし、それとあわせて常日ごろからお話ししているのですけれども、管内的に見ましても本町の教育に対する予算というのは、他町村の実態はよくわかりませんが、異動されてくる先生方の話を聞きますと、本町の教育予算については聖域的な部分もかなりあるのでないかと、ほかの町村についてはそれがないと、相当の削られ方をしているというふうな話を聞いておまして、そういう意味からしますと、私も教育関係予算に対する町長側のほう、あるいは議会側のほうの皆さんのご理解があるからこそこういう状況にあって、子供たちのために大変しっかりとした配慮をされているのだなというふうに私自身は感じております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 教育長から本当にそうやってお話をいただいて、安心をしたということでございます。ますます学力向上のためにひとつ力を出し切っていただきたいなと、このように思います。

それから、これも教育長にお聞きをしておきたいと思いますが、卒業式のときに、今回の北教組問題も含めてですが、卒業式のとき、入学式の国歌、国旗の関係でありますけれども、これは私の今質問だけで、質問というか、1回ぐらいで終わるかなと思うのですが、内部的に卒業式だとか入学式だとか、こういうものに協力はできないという、そういうような内部での文書とか何かは、標茶に限ってそんなことはないと思いますけれども、そういうような

事実というのは実際にあるのか、またこのことについて実態の調査みたいのしたことがあるのかどうかお聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

国旗、国歌の入卒業式のときの協力できない文書だとか、あるいはその実態調査とかというお話でございますが、基本的には私ども卒入学式のある直近に毎回校長会、あるいは教頭会通しながら、学習指導要領に基づく適切な指導をしていただきたいということでお話を申し上げておりますし、それについては適切に実施されているというふうに私ども判断しております。それと、実態調査やっているのかということでもありますけども、それぞれの学校において適切な状態で対応されているかどうかというのは、その聞き取りはしている事実がございます。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） これらの問題で教育委員会として、特に苦慮していることはないというふうにとってよろしいですね。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほど答弁いたしましたとおり、本町におきましても、あるいは管内的にもゆゆしき状態にはないということで私どもは判断しております。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それでは、常盤のパークゴルフ場の関係、計画予算の収入もだんだん減ってきているようなのですが、この常盤の利用状況、パークの利用状況と、それからまたいわゆるプールなののですが、ほかの体育施設も18年ですか、有料化した後、議会での話は余り出ておりませんが、この種は決算委員会か何かかなとは思ってはおりますけれども、とりあえず常盤とプール5館のいわゆる利用状況はどのようなことになっているのかお聞きをしておきたいなと。というのは、やはり予定の収入が計画が下がってくるということは、かなり当初見込んだよりも利用客が、利用する人が少なくなっているのかなというのと、それからプールに関しては当初維持経費はかかっておりましたけれども、それに対する利用も100万円か百二、三十万円あったのだけども、それも何かこれ見ると30万円ぐらいになってきているし、実際にプールの利用というのはどんなような状況になっているのか、利用状況とあわせてお聞かせください。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 最初に、常盤のパークゴルフ場の利用状況についてお知らせいたします。常盤のパークゴルフ場につきましては、18年6月から有料化していますので、正確にはその前からもう既に利用している人間がいるのですけれども、その部分はちょっと把握できませんので、有料化以降の人口ということになると思いますけれども、18年度が1万2,097人、それから19年度が1万1,801人、20年度が1万768人というような状況で、19年度についてはほぼ横ばいというような状態なのですけれども、20年度につきましては約1,

を開いてほしいということなんかも要請しながら、町民の皆さんの中でもそういった利用の促進についていろいろ努力されているような状況も生まれてきております。桜でのパークゴルフ場、あるいは球場の前のパークゴルフ場でもそれぞれの考え方に基づいて健康増進を図る上からも利用されていることについては、これはまさしくそういう趣旨で喜ばしいことであらうと思いますし、常盤については特に管理費が相当余っていることも含めて考えたときに、やはり適正に管理をしていくという観点からも、委員の深いご理解のあるような考え方とともに、またPRもしていきたい、北見等からもバスでどんどん来ておりますし、そういうことも含めながら、ぜひまたPRに努めていきたいなと思いますし、またプールについても後ほど社会教育課長のほうからあるかと思えますけれども、多少町民以外の方の利用も部分的にはあるプールでは過去にはありました。ただ、有料化に伴ってその辺で町外の方の利用が多少下がっている傾向もあろうかと思えますけれども、何としても子供さんたちの利用について言えば、無料でありますので、ぜひそういうことにも配慮しながら、ただいま指摘された部分についての努力はしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） お答えいたします。

プール5館の利用料が最初の想定から見たら、かなり落ちているという部分につきまして、まず1つには、昔のいわゆる利用人口の統計のとり方というのが頭数だけで押さえていたと。それが一応有料化してからは、幼児、小学生、中学生、高校生、一般、それから障害のある方、そして町内、町外というような分け方で今統計をとっているのですけれども、そういった部分でいけば、かなり料金の見込みに現実との乖離があったのかなというふうに押さえている部分が1つあります。それから、もう一つは、プールの運営に関しては、毎年オープン前と、それからクローズした後いわゆる管理委託をしている地域会の代表者の方だとか、あるいはプールの監視人として従事している方々、この人方に集まっていただいて管理者会議というのを毎年2回やっているのですけれども、その中で18年度の閉館に伴う管理者会議で管理者側から、利用者が全くいなくて監視員だけが要はプールにいるという状態がかなりあるので、いわゆる期間だとか時間だとかという部分を見直したほうがいいのではないかというような提案をいただきまして、平成19年度に実際に利用状況を午前、午後、それから夜間というふうに分けて実態を調べたところ、本当にやっぱりかなりゼロに等しいような期間や、あるいは時間帯があったということで、実は平成20年度に地域のご理解をいただきながら、かなり開設期間だとか時間を短縮したという経過がございます。そんなようなことでもありまして、かなり利用人員が減ってきている部分も否めないのかなというふうに思っております。ただ、利用人員ではそういう減少するというリスクがあったのですけれども、ある意味効率的な費用対効果というものを考えた場合、一定の努力をしているという部分についてはご理解をいただきたいと思えますし、またプールの利用増につなげる対策というようなことでは、平成19年度から水中ウォーキング教室、これは水の特性を生かした健康づくりと

ということで19年度には日中と夜間で合わせて15回、それから20年度も、失礼しました、20年度からです。それから、21年度も日中8回、夜間4回、それから21年度からは水泳クリニック教室というようなことで始めていますし、これらの教室につきましても標茶プールだけでなく磯分内だとか茶安別、あるいはそういった地域のプールでの実施ということに今後に向けて利用増を図っていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうふうにして利用増を図っていただきたいもんだなと思えます。

それで、公住の関係、いいですか。公住の関係で、いわゆる公住の予算で見ますと、公住の収入や何か8,000万円台になっておりまして、ここ19年、20年、今回とですか、大体似たような収入になってきて、片や公住の建設を町内でやっておりますけれども、大体この収入から見ると、公住を新しくしてきて入居者も今どうなっているか私は押さえていませんけれども、少しは公住の使用料上がってくるのかなと思ったら、大体横ばいみたいな数字なのですが、この辺はどう押さえたらいいのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答えいたします。

1つには、家賃の問題ですけれども、いわゆる現地建てかえですから、法によりまして優遇措置がございます。5カ年の間のいわゆる旧家賃といわゆる新家賃に移行する間、25%ずつのアップということで、当然急激にはふえていかないという一つの制度がございますので、新規公住ですともろにその単価というのが反映されるわけですけれども、そういったような家賃の取り扱いがあると。

また、もう一つには、ご承知かと思えますけれども、例えば開運を例にとりますと、管理戸数が最終的には4棟20戸ということで、管理戸数そのものが減ると。そして、麻生もそうですけれども、現在52戸、実質的には政策的に既にもう空き家になっているところもありますけれども、管理戸数52戸が最終的には32戸というようなこともあって、トータル的にはそう大幅には上がらない。ただ、いろいろな状況があるのですけれども、新規の住宅の家賃の差額も含めて若干前年度から見ると上がっているというのが現状かというふうに認識しております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今後家賃の軽減もありますから、そういうことであれば、こういうふうに横並びになってくるのかな、戸数も本当に課長が言われたように壊していくもんですから、戸数も大分足りなくなる、また新しくなっていくのは目立つもんですから、公住は建っていくし、何か家賃収入はさっぱり上がっていないから、滞納者でもふえているのかなと、こんなような感じも受けて聞いているのですが、そういうことも心配ないと。こういうことであれば、今現在この公住に対しては、全体のうちの公住の利用度というのは部屋も大体すべて埋まっているような状態なのではないでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 毎月空き家については、広報でお知らせしています。標茶の市街地につきましては、ほぼといますか、一部桜南公住なんかでは一月、二月空き家になることもございますけども、市街地については現状では100%、今月の募集については市街地の募集はないということで、今現状で募集かけてございますのは磯分内と、それから塘路の古いほうのということで、おおむね100%に近い入居率ということでご理解を賜りたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） わかりました。そういうことで、おおむね100%に近いということでもありますから、またこれも心配するところないかと、このように思います。

それで、観光施設の使用料の関係でキャンプ場や何かの収入が昨年から見るとちょっと、100万円まではいかないけれども、少し落ちているようなのですが、できれば時代背景がこういう時代背景ですから、こういう観光の施設というか、この使用料が少し上がってくるような町というか、標茶であってほしいなという思いもあっているものですから、この観光使用料の落ち込みというか、落ちた理由、それからまた今後この辺どのような形を考えているのか、それもあわせてお聞きしておきたいなど。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、平成21年度と比較しましたら、86万円の減ということで予算計上しているところであります。これにつきましては、21年はキャンプ場の収入、3カ所、塘路、シラルトロ、多和平で72万円、オートキャンプ場では500万円と見ていたところなのですが、それぞれ21年の実績、20年の実績等々を勘案して、22年度の設定ではキャンプ場3カ所で36万円、オートキャンプ場では450万円という設定をさせていただきました。これにつきましては、ただ21年の実績でいきますと、虹別のオートキャンプ場では約460万円、3カ所のキャンプ場では約52万円の収入でありますので、22年の部分についてはかなり絞り込んだ形の予算設定をさせていただいております。委員ご指摘のように、観光の振興という部分では、標茶の町の活力という部分では非常に重要なところでありますので、極力これらの利用促進についての努力はしつつも、予算面ではぐっと絞り込んだ形の歳入を見込んだということでご理解をいただければと思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できればこの数字がどんどん上がってくるような施策を考えていただきたいと、このように思います。

それでは、農業委員会のほうに質問をさせてもらいたいと思います。農地法の改正で、私も昨年農業委員会に質問をさせていただきましたけれども、農地法の改正が6月でしたね、21年の。その改正で、いわゆる今までの農地は耕作者みずから所有をすることが最も適当とするという考え方から、いわゆる農地の効率的な利用の促進をするというように考え方が変

わってきたと、こういうことであります。それで、これは農地は借りやすく、貸しやすく、できれば農地を最大限に利用して耕作をできるようにするということだと思いのですけれども、ことしこういう法律が変わって農業委員会としてことしの事業計画というのがもうできたのではないのかなと思うのですけれども、いわゆることしとしてはどんな柱を立てて農業委員会が動き出すのか、まずそれをお聞きしたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） 改正農地法の関係のご質問でございますが、お答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、法改正が行われました。施行については、12月ということになっておりますが、12月15日だったでしょうか、施行されまして、その後関係する省令、施行令等が示されまして、大体2月、3月ぐらいにかけて担当の説明会等が行われている状況でありまして、実を申しますと、事務局職員含めて農業委員さんもこれから本格的な勉強会をしながら、改正法の執行に当たって滞りのないようにしていくということで考えているところでございます。

ご質問の農業委員会としてどのような計画を立てて取り組んでいくのかということですが、実は当農業委員会、毎年年間計画を立てているわけなのですけれども、その中では例えば何ヘクタールの農地の賃貸借をしましょうとか、売買をしましょうとか、そういうことは一切ございません。それらは、当然のことながら土地を所有している方、それから貸借をされている方々双方がお決めになって、それについて違法性はないとか、あるいは有効な利用が図られるとか、そういう観点で許可を行ったり、あるいは意見を添えて上部機関に上げたりするのが農業委員会の仕事でありますので、そういうことで計画の中では具体的なものはありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いわゆる今回の法律の見直しで、例えば農業生産法人の関係の考え方だとか、それから農地の賃貸借の関係のことだとか、それからまた農協の連合会だとか、そういうところがやはり直接牧場経営に、例えば標茶であれば牧場経営に参画していける、まあまあしている例もあるのですけれども、こういうもろもろの中でのいわゆる規制というものは今このところこの新しい法律の中では特にあるのでしょうか。私の聞きたいのは、農地の賃貸借の関係が法律的にはどんななったのかなというのと、どういうふうに農協が事業に、今度は農協でもやっていけるよというふうに思っているものですか、それに対する土地や何かの規制というのは何かあるのかなというのと、その辺が農業生産法人も含めて今までこの新しい法律ができた後何か違いがあるのであれば、こういうふうに大きく変わっているところはこういうところですよというのがあれば、お知らせをしていただきたいなと。

○委員長（平川昌昭君） 農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） お答えいたします。

改正前と改正後の大きな違いは何かということだと思いますけれども、賃貸借の部分で所

有権もそうなのですから、改正前の法律については冒頭委員がおっしゃったとおり農業者みずからが所有して耕作することが望ましいという、そういう規定でございました。改正後については、農地は国民の貴重な財産であるということをも前提にして有効に利用するのが望ましいということ、そういう発想のもとに新しいスキームがつくられております。それで、従前は個人であれば農業者でなければ使用できなかった、あるいは賃貸借もできなかった、法人についても農業生産法人でなければ所有できなかった、それから使用できなかったということがあるのですけれども、改正後については農業者以外の個人でも賃貸借は可能と。それから、農業生産法人以外の法人、一般法人であっても農地を利用することができるようになったと。賃貸借でできるようになったと。その辺の部分で企業参入によって農村社会が破壊されるんじゃないとか、そういう懸念がありまして、その辺については所有については一般法人についてはいまだ認められていない状況でありますけれども、その辺が一番大きなとこだというふうに認識しております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 土地や何かの関係では、条件が変わったということはないというふうに、したら解釈していいのか。土地の賃貸借の関係では、その条件、今まではこうだったけど、こうだよということは、今までと変わらないよというふうに解釈してよろしいですね。そして、農協や何かについて、今牧場経営やっていますが、特にここには規制をしているものはないと、こういう解釈でよろしいですね。

○委員長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） 今委員から牧場経営というような言葉で質問がありまして、ちょっと考えていたのですけれども、農協も一般法人に賃貸借が許されるようになったと同様に賃貸借については可能になったということでもありますので、農地を利用することができるようになったということで、そういう意味でご理解いただきたいと思います。

それから、条件について変わったのかということなのですけれども、実は改正後の農地法の中では運用規定の中で基準の中で何点かの条件づけがされておまして、例えば地域調和要件と言われるものであるとか、あるいは賃貸借においては農地として使わなくなったときに返さなければいけないという、そういう契約を結びなさいとか、そういう幾つかの新しい条件づけがされております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（舘田賢治君） よくわかりました。

それと、この農地のいわゆる賃貸借の借りる、貸す、貸す側も借りる側も年数的なものには変化はないのでしょうか。賃貸借の例えば今まで何年だったけど、何年になったのだよとかと、そういうものはないですか。それを聞いていたのですけども、たしかそれはあると思うのです。もしあれだったら、後で調べてちょっと教えてください。

それと、いい、その後で調べておいて。この今回の農地法の改正に伴って、いわゆる農地税制の見直しも相続税の関係で税の対象か何かになるようになりましてすよね。農地のいわゆる相続税の納税猶予か何かの制度か何かありませんか。いわゆる何か……それも後でいいわ。

今度の新しい法律の中で、農地の利用集積円滑化事業というのも出てきましたよね。この円滑化事業の農地の利用の集積計画というか、標茶の場合はこういうものに取り組むような考え方は必要あるのかなのか、その辺どのような考え方になっていますか。

○委員長（平川昌昭君） 農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） 農地利用集積円滑化事業のことだと思うのですが、改正農地法の趣旨を踏まえて新しく出てきている事業でございますが、市町村、農協等が中間に入る形で出し手側の希望を集約をして、そして面的なまとまりとして受け手のほうに出すと、それによって面積当たりの交付金がもらえるという、そういう事業であります。まだ具体的にどこが受けるとか、そういった決定はしておりません。これから関係機関とお話をしながら、実施に向けた検討をしていきたいというふうに考えているところなのですけれども、先ほど申し上げたとおり、具体的な説明会というのがことしに入ってから主に開催されておりまして、この事業に関する情報もまだ十分じゃなかったというふうに考えておりまして、これから今まで出てきている情報をもとにしながら、面的集積を図っていくためになかなか有効な事業なのじゃないかなということもPR等のペーパーで感じておりまして、考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 本当になかなかこの事業も考えようによっては、何か本当に今課長が言ったようなことのようにですから、今後これも委員会の中でひとつ検討というか、してみたいなと、このように思います。

質問をかえます。こっち見たついでだから、土木のほうの井上課長のほうにちょっと参考にお聞きをしておきたいなと、こう思うのですけども、入札のいわゆる今失格基準と申しますか、この制度が今まで予定価格がありましたと、そして予定価格の何%を切ったら失格ですよというようなことで、また今回また道のほうもそういうような基準の中で動いているようですが、標茶は最低のラインは設けていないようですが、今後この辺の考え方は町としてはどのような考え方持っているのかお聞かせ願いたいなと。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

本町におきましては、入札に関しましてのいわゆる失格等の関係でいいますと、決まり上におきましてはいわゆる最低制限価格の設定という方法が1つございまして、これができる規定でもってございます。それと、平成13年度に公共工事の入札契約の適正化に関する法律の施行と、それから指針が示されたことから、本町でもさまざまな努力義務、それから義務的事項をやってきているわけなのですが、その中の一環としていわゆる低入札価格調査制度というものが国のほうから示されまして、それを本町では平成13年から採用しております。これにつきましては、目的はいわゆる工事等における請負契約について契約内容に適合した履行と品質確保の観点から過度な、行き過ぎたという意味でございまして、ダンピング受注を防止すると。いわゆる公共工事、安ければよからうという議論だけではなくて、これは世論の経済状況等いろんなご意見等があって動く話かもしれませんが、安いもので品質が確保されないで長期にわたる瑕疵が起こるようなものがつくられては困るというようなこともありまして、この防止の目的で価格制度、この具体的な内容につきましては、先ほど言いました最低制限価格というのが一発ロックダウン方式としますと、この低入札価格調査制度につきましては一定の入札価格の内数として、これ以上低い価格では確実な履行が可能だろうかということをごちらで価格を非公表で設定しておきまして、その価格より低い価格で入札があった場合には、一発ロックダウンではなくて保留にさせていただいて調査をさせていただくと。そして、具体的には聞き取り調査、なぜこの価格で仕事ができるということになるのか、それからこの積算内訳書を参考にさせていただいて、そこで聞き取り調査を実施して確実に実施できると、雇用の問題、それから建設副産物の問題等も十分にできるといことが確証された上で契約をするという制度を取り入れて実施しております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いわゆる予定価格に対して今まで77%くらいが失格基準というのか、それが大体10%で横並びにしたという、道のほうはですよ。そういうようなものが今後やっぱりうちのほうもいわゆる今課長が言ったように価格の問題だとか、技術者の問題だとか、それにまたプラスこの地域性も配慮せんきゃいかんよね。やっぱり特にこちらのほうの地元優先といった言葉を出すとおかしな話ですけども、地域的な物の考え方もあわせて、その辺も今後町としても考えていくべきでないのかなと、このように私思っているのですが、いかがなのか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 本町におきまして、低入札の価格調査制度につきましては13年度から取り入れているというお話しさせていただきました。管内的にも私どものほうは他町村でも動きが、価格調査制度というのは取り入れているもんだらうなと実は思っておりましたが、たまたまけさ隣町の厚岸町さんのほうとお話しする機会ありまして、そのときにお聞きしたところ、昨年ですか、20か21に低入札価格調査制度を取り入れたということで、この点では私の認識ちょっと誤っておりまして、本町における低入札価格調査制度については、他町村よりもかなり早い段階で対応していたのだなということを改めて認識いたしました。

都道府県や市レベル、大きな全国的な市レベルでは、この低入札価格調査制度というのがどう最低制限価格ですか、両方をもって取り入れている、または低入札価格調査制度のみを取り入れているという状態があるようでございます。北海道においても本町と同じ形をとっておりまして、委員先ほど言われたように、全体的な、これに加えて北海道のほうでは資格制度、いわゆる最低制限価格じゃなくて、低入札価格調査制度は聞き取り調査をして、これでは確実な施工は厳しいだろうなという判断した上で今までは失格と、2番札を合格という形にしていたのですが、これを一発、低入札価格調査制度に対応するために失格基準を改めて設けたというのがホームページのほうでも出ておりましたので、これらについては北海道のほうの考え方でございます。管内的にも今言ったような状況でございます、この失格基準の設定については先ほど委員もおっしゃったように地域性等いろいろ考慮した上、今のところ本町においては強烈的なダンピング競争が起きているという状態にはないと私ども認識しておりますので、今後の状況、管内の状況等の情報も収集することに努力して、必要などときには本庁舎内での議論もさせていただいて、その上で考えていきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） わかりました。

最後になりますけれども、やすらぎ園のほうの園長にお聞きをしておきたいと思うのですが、先ほど小林委員の質問を聞いておりまして、ちょっとついでにと思って電算をたたいてみたのですが、介護サービス勘定の短期入所者の関係なのですが、予算説明のときにいわゆるショートのほうに人の配置をされたと、短期のほうにですか、そういうこともあってかなというふうに思っておりますが、いたましいなと思ったのは、この私の打った数字が正しい数字だというふうに思っていないけれども、短期入所者のこの介護事業の今までここだけが黒字を占めていた、ここだけ黒字占めていたのですよ、本当に頑張っているなというぐらいここが黒字を出して、本当に去年あたりは1,000万円から、何だか概算でいえば1,000万円から黒字を出しております。それがことしになると逆転したということなものですから、これいたましいなと。小林委員の質問とあわせて電算打ったら、こんなほかのほうは合わないにしても、何でこれだけの合っているとこのやつがマイナスにせんきゃいかんのかなと。この辺どういうことなのか、予算説明で言ったとおり、人を雇ってしまったからこんななったのか、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいなと。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

こちらのほうでは、デイサービス、短期入所、やすらぎ園の3つの事業、私させていただいております。20年度の当初予算では、この3つの事業では収支のバランスでいいますと、約5,200万円ほどの赤字という当初予算を組ませていただいた経過があります。今年度については、22年度、今年度当初予算でこの3つの事業、収支バランスでいいますと、4,000万円ほどの赤字という予算です。済みません、もう一回訂正させていただきます。21年度当初予算、3つの事業を合わせますと6,700万円ほどの赤字経営、今回22年度の当初予算では約4,

000万円の赤字という形で、2,600万円ほど増収というのですか、少し改善はできるだろうという今回の予算組みをさせていただいております。

それで、今後ご指摘の今の短期入所の考え方でございますけれども、平成20年度で報酬改定がございました。それで、加算をとることができる部分がありましたので、それでやすらぎ園の職員の中での予算の中で組んでいた2人を、短期入所のほうの予算を2人異動させたということで、今年度、そのことによって短期入所のほうの加算が、年間それほどの額ではありませんけれども、約90万円ほど、こういう人員配置をすることによって90万円の加算が新たに加わるということが生じるということだったものですから、その3つの事業、経営的に少しでも黒字を出そうという考え方が当然ありますので、こういう措置をさせていただいた結果、短期入所だけ比較すると、今年度は約190万円の赤字になっている現在の状況であります。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ最後にしますけれど、そうしますといわゆる短期、それから通所合わせて、それとやすらぎ園のほうと合わせて、いわゆる全体のバランスをとるのにこうやって努力をしたのだと。その結果、190万円短期は赤字になったけれども、全体的には頑張れるような状態になってきているよと、こういう理解でいいのですね。余りにも前回は、去年までのやつは予算は1,200万円からの利益出ているから、今度それが逆転しているから、そういう予算の配分をしたというのであれば、それはそれでいいですけど、できるだけそういう努力をさせていただいて、私どもはこうやって見た目しかわからないものですから、見た数字で見たままのことをお話をする以外ないものですから、実務をやっておられる皆さん方はそういうふうにして努力をいただければいいなど。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（平川昌昭君） 農業委員会事務局長、牛崎君。

○農委事務局長（牛崎康人君） 先ほど答弁できなかった2点についてお答えしたいと思います。

まず、1点が農地の賃貸借の存続期間の関係なのですけれども、こちらについては従前20年だったのが50年までになったということでもあります。

それから、もう一点、相続の関係ですが、実は相続に関しては1つ相続等の届け出制度の創設というのがありまして、ちょっとそちらのほうに頭がいてしましてお答えすることができませんでした。届け出制度というのは、相続の権利移動の場合、今まで農業委員会の目に触れることがなかったので、相続を受けた場合については届け出をして、そして農地等の取得があったよということを知らせてくださいという新しい制度でございます。

それから、委員からお尋ねのありました相続税の猶予関係なのですが、従前これ相続で20年経過した場合に営農を継続した場合には納税が猶予されるというのがあったのですが、今回の見直しで貸し付けた場合でも相続税が猶予されるということになりまして、改正法の柱であります所有から利用への転換、それからより貸しやすく、借りやすくするというような

ことを後押しする形であるということの説明を受けております。ただ、この場合利用については終身継続が必要だということになっておりますので、その辺は注意をするようにということをおっしゃっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（館田賢治君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 討論ないものと認めます。

これより議案第24号から議案第31号まで議題8案一括して採決をいたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（平川昌昭君） 以上で平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時56分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 平 川 昌 昭